

香川県条例第2号

香川県使用料、手数料条例等の一部を改正する条例

(香川県使用料、手数料条例の一部改正)

第1条 香川県使用料、手数料条例(昭和27年香川県条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
(種別及び金額) 第2条 略				(種別及び金額) 第2条 使用料及び手数料の種別及び金額は、別表第1のとおりとする。 2 金額の中で単にその範囲を定めたものについては、知事その金額を定める。			
別表第1(第2条関係) 第1表 使用料の部				別表第1(第2条関係) 第1表 使用料の部			
種別	区分	単位	金額	種別	区分	単位	金額
1 行政財産の目的外使用の使用料				1 行政財産の目的外使用の使用料			
(1) 香川県庁 ホール		午前8時30分から午後5時まで	<u>29,530円</u>	(1) 香川県庁 ホール		午前8時30分から午後5時まで	<u>29,000円</u>
		午前8時30分から正午まで	<u>19,680円</u>			午前8時30分から正午まで	<u>19,330円</u>
		午後1時から午後5時まで	<u>19,680円</u>			午後1時から午後5時まで	<u>19,330円</u>
略				略			
(2) 略				(2) 略			
(3) その他の		1月	<u>2,011円以内</u>	(3) その他の		1月	<u>1,975円以内</u>

建物		1 平方メートル	
(4) 自動車試験場	大型自動車	1 回	<u>1,490円</u>
		1 時間	
	普通自動車	1 回	<u>1,280円</u>
		1 時間	
	自動二輪車	1 回	<u>850円</u>
		1 時間	
(5) 土地	堤とう敷	1 月	<u>132円以内</u>
		1 平方メートル	
	その他	1 月	<u>618円以内</u>
		1 平方メートル	
(6) 略			

2 公の施設の使用料

(1)~(4) 略			
(5) 香川県立農業大学校			
略			
技術研修科	受講料		
	就農準備研修	1 人につき 1 研修	<u>17,800円</u>
	就農実践研修	1 人につき 1 研修	<u>41,900円</u>
	農業機械利用技能者養成研修 (安全運転技能 I)	1 人につき 1 研修	<u>2,090円</u>
	農業機械利用技能者養成研修 (安全運転技能	1 人につき 1	<u>2,090円</u>

建物		1 平方メートル	
(4) 自動車試験場	大型自動車	1 回	<u>1,460円</u>
		1 時間	
	普通自動車	1 回	<u>1,250円</u>
		1 時間	
	自動二輪車	1 回	<u>830円</u>
		1 時間	
(5) 土地	堤とう敷	1 月	<u>129円以内</u>
		1 平方メートル	
	その他	1 月	<u>606円以内</u>
		1 平方メートル	
(6) 略			

2 公の施設の使用料

(1)~(4) 略			
(5) 香川県立農業大学校			
略			
技術研修科	受講料		
	就農準備研修	1 人につき 1 研修	<u>17,480円</u>
	就農実践研修	1 人につき 1 研修	<u>41,140円</u>
	農業機械利用技能者養成研修 (安全運転技能 I)	1 人につき 1 研修	<u>2,050円</u>
	農業機械利用技能者養成研修 (安全運転技能	1 人につき 1	<u>2,050円</u>

	II)	研修	
(6) 略			
(7) 香川国際 交流会館	大会議室使用料	午前9 時から 午後9 時まで	<u>18,210円</u>
	第1会議室、第2会議室 又は第3会議室の各室1 室当たりの使用料	午前9 時から 午後9 時まで	<u>4,530円</u>
	小会議室又は和室の各室 1室当たりの使用料	午前9 時から 午後9 時まで	<u>2,070円</u>
	展示室使用料	午前9 時から 午後6 時まで	<u>3,870円</u>
(8) 香川県立 文書館	略 視聴覚ホール使用料	1時間 当たり	<u>3,660円</u>
	会議室使用料	1時間 当たり	<u>1,150円</u>
(9)・(10) 略			
(11) 香川県栗 島海洋記念公 園	研修室使用料 略 小研修室	1時間 当たり	<u>310円</u>
	武道場使用料	1時間 当たり	<u>310円</u>
(12) 香川県社 会福祉総合セ ンター	大会議室使用料	午前9 時から 午後9 時まで	<u>35,060円</u>

	II)	研修	
(6) 略			
(7) 香川国際 交流会館	大会議室使用料	午前9 時から 午後9 時まで	<u>17,900円</u>
	第1会議室、第2会議室 又は第3会議室の各室1 室当たりの使用料	午前9 時から 午後9 時まで	<u>4,460円</u>
	小会議室又は和室の各室 1室当たりの使用料	午前9 時から 午後9 時まで	<u>2,040円</u>
	展示室使用料	午前9 時から 午後6 時まで	<u>3,800円</u>
(8) 香川県立 文書館	略 視聴覚ホール使用料	1時間 当たり	<u>3,600円</u>
	会議室使用料	1時間 当たり	<u>1,130円</u>
(9)・(10) 略			
(11) 香川県栗 島海洋記念公 園	研修室使用料 略 小研修室	1時間 当たり	<u>300円</u>
	武道場使用料	1時間 当たり	<u>300円</u>
(12) 香川県社 会福祉総合セ ンター	大会議室使用料	午前9 時から 午後9 時まで	<u>34,430円</u>

第1 中会議室使用料	午前9時から午後9時まで	<u>19,400円</u>
第2 中会議室使用料	午前9時から午後9時まで	<u>16,380円</u>
特別会議室使用料	午前9時から午後9時まで	<u>38,210円</u>
第1 研修室使用料	午前9時から午後9時まで	<u>7,560円</u>
第2 研修室使用料	午前9時から午後9時まで	<u>7,970円</u>
OA研修室使用料	午前9時から午後9時まで	<u>8,920円</u>
和室研修室使用料	午前9時から午後9時まで	<u>10,620円</u>
介護実習室使用料	午前9時から午後9時まで	<u>25,340円</u>
調理実習室使用料	午前9時から午後9時まで	<u>19,470円</u>

第1 中会議室使用料	午前9時から午後9時まで	<u>19,050円</u>
第2 中会議室使用料	午前9時から午後9時まで	<u>16,090円</u>
特別会議室使用料	午前9時から午後9時まで	<u>37,520円</u>
第1 研修室使用料	午前9時から午後9時まで	<u>7,430円</u>
第2 研修室使用料	午前9時から午後9時まで	<u>7,830円</u>
OA研修室使用料	午前9時から午後9時まで	<u>8,760円</u>
和室研修室使用料	午前9時から午後9時まで	<u>10,430円</u>
介護実習室使用料	午前9時から午後9時まで	<u>24,880円</u>
調理実習室使用料	午前9時から午後9時まで	<u>19,120円</u>

	文化教養室使用料	午前9時から午後9時まで	<u>16,010円</u>		文化教養室使用料	午前9時から午後9時まで	<u>15,720円</u>		
	健康プレイルーム使用料 専用使用の場合	午前9時から午後9時まで	<u>20,660円</u>		健康プレイルーム使用料 専用使用の場合	午前9時から午後9時まで	<u>20,290円</u>		
	略				略				
	コミュニティホール使用料	午前9時から午後9時まで	<u>60,470円</u>		コミュニティホール使用料	午前9時から午後9時まで	<u>59,380円</u>		
	リハーサル室使用料	午前9時から午後9時まで	<u>7,790円</u>		リハーサル室使用料	午前9時から午後9時まで	<u>7,650円</u>		
	第1楽屋使用料	午前9時から午後9時まで	<u>2,260円</u>		第1楽屋使用料	午前9時から午後9時まで	<u>2,220円</u>		
	第2楽屋使用料	午前9時から午後9時まで	<u>3,950円</u>		第2楽屋使用料	午前9時から午後9時まで	<u>3,880円</u>		
	略				略				
	(13) さぬきこ どもの国	スペースシアター観覧料 プラネタリウムによる 天体運行等の投影 個人				(13) さぬきこ どもの国	スペースシアター観覧料 プラネタリウムによる 天体運行等の投影 個人		
		略 高等学校生徒	1人につき1回		<u>310円</u>		略 高等学校生徒	1人につき1回	<u>300円</u>

	開放試験室使用料	当たり 1時間 当たり	<u>280円</u>
(15) 香川県産 業技術センタ ー発酵食品研 究所	略 機器使用料		4,320円を超えない範 囲で規則で定める額
	開放研究室使用料	1時間 当たり	<u>280円</u>
(16) 香川県産 業交流センタ ー	大展示場使用料 日曜日、土曜日及び休 日（国民の祝日に関す る法律（昭和23年法律 第178号）に規定する 休日をいう。以下この 項において同じ。）	午前9 時から 午後5 時まで	<u>556,600円</u>
		午前9 時から 午後1 時まで	<u>278,300円</u>
		午後1 時から 午後5 時まで	<u>278,300円</u>
		午後5 時から 午後9 時まで	<u>278,300円</u>
		午前9 時から 午後5 時まで	<u>464,000円</u>
		午後1 時から 午後1 時から	<u>232,000円</u>
	その他の日		

	開放試験室使用料	当たり 1時間 当たり	<u>270円</u>
(15) 香川県産 業技術センタ ー発酵食品研 究所	略 機器使用料		4,240円を超えない範 囲で規則で定める額
	開放研究室使用料	1時間 当たり	<u>270円</u>
(16) 香川県産 業交流センタ ー	大展示場使用料 日曜日、土曜日及び休 日（国民の祝日に関す る法律（昭和23年法律 第178号）に規定する 休日をいう。以下この 項において同じ。）	午前9 時から 午後5 時まで	<u>546,600円</u>
		午前9 時から 午後1 時まで	<u>273,300円</u>
		午後1 時から 午後5 時まで	<u>273,300円</u>
		午後5 時から 午後9 時まで	<u>273,300円</u>
		午前9 時から 午後5 時まで	<u>455,600円</u>
		午後1 時から 午後1 時から	<u>227,800円</u>
	その他の日		

小展示場使用料	午後5時まで	
	午後5時から	<u>232,000円</u>
日曜日、土曜日及び休日	午後9時まで	
	午前9時から	<u>188,600円</u>
	午後5時まで	
	午前9時から	<u>94,300円</u>
	午後1時まで	
	午後1時から	<u>94,300円</u>
	午後5時まで	
	午後5時から	<u>94,300円</u>
その他の日	午後9時まで	
	午前9時から	<u>157,000円</u>
	午後5時まで	
	午前9時から	<u>78,500円</u>
	午後1時まで	
	午後1時から	<u>78,500円</u>

小展示場使用料	午後5時まで	
	午後5時から	<u>227,800円</u>
日曜日、土曜日及び休日	午後9時まで	
	午前9時から	<u>185,200円</u>
	午後5時まで	
	午前9時から	<u>92,600円</u>
	午後1時まで	
	午後1時から	<u>92,600円</u>
	午後5時まで	
	午後5時から	<u>92,600円</u>
その他の日	午後9時まで	
	午前9時から	<u>154,200円</u>
	午後5時まで	
	午前9時から	<u>77,100円</u>
	午後1時まで	
	午後1時から	<u>77,100円</u>

第1 屋外展示場使用料 日曜日、土曜日及び休日	午後5時から午後9時まで	<u>78,500円</u>
	午前9時から午後5時まで	<u>45,400円</u>
	午前9時から午後1時まで	<u>22,700円</u>
	午後1時から午後5時まで	<u>22,700円</u>
その他の日	午前9時から午後5時まで	<u>37,800円</u>
	午前9時から午後1時まで	<u>18,900円</u>
	午後1時から午後5時まで	<u>18,900円</u>
	午前9時から午後9時まで	<u>53,600円</u>
第2 屋外展示場使用料 日曜日、土曜日及び休日	午前9時から午後5時まで	<u>26,800円</u>
	午前9時から午後9時まで	<u>26,800円</u>

第1 屋外展示場使用料 日曜日、土曜日及び休日	午後5時から午後9時まで	<u>77,100円</u>
	午前9時から午後5時まで	<u>44,600円</u>
	午前9時から午後1時まで	<u>22,300円</u>
	午後1時から午後5時まで	<u>22,300円</u>
その他の日	午前9時から午後5時まで	<u>37,200円</u>
	午前9時から午後1時まで	<u>18,600円</u>
	午後1時から午後5時まで	<u>18,600円</u>
	午前9時から午後9時まで	<u>52,800円</u>
第2 屋外展示場使用料 日曜日、土曜日及び休日	午前9時から午後5時まで	<u>26,400円</u>
	午前9時から午後9時まで	<u>26,400円</u>

	時から 午後1 時まで	<u>26,800円</u>
その他の日	時から 午後1 時から 午後5 時まで	<u>44,800円</u>
	午前9 時から 午後5 時まで	<u>22,400円</u>
	午前9 時から 午後1 時まで	<u>22,400円</u>
大会議室使用料 舞台以外の部分	午前9 時から 午後5 時まで	<u>78,240円</u>
	午前9 時から 午後5 時まで	<u>39,120円</u>
	午前9 時から 午後1 時まで	<u>39,120円</u>
	午後1 時から 午後5 時まで	<u>39,120円</u>
	午後5 時から 午後9	

	時から 午後1 時まで	<u>26,400円</u>
その他の日	時から 午後1 時から 午後5 時まで	<u>44,000円</u>
	午前9 時から 午後5 時まで	<u>22,000円</u>
	午前9 時から 午後1 時まで	<u>22,000円</u>
大会議室使用料 舞台以外の部分	午前9 時から 午後5 時まで	<u>76,840円</u>
	午前9 時から 午後5 時まで	<u>38,420円</u>
	午前9 時から 午後1 時まで	<u>38,420円</u>
	午後1 時から 午後5 時まで	<u>38,420円</u>
	午後5 時から 午後9	

舞台	時まで 午前9時から 午後5時まで	<u>17,320円</u>
	午前9時から 午後1時まで	<u>8,660円</u>
中会議室使用料	午後1時から 午後5時まで	<u>8,660円</u>
	午後5時から 午後9時まで	<u>8,660円</u>
中会議室使用料	午前9時から 午後5時まで	<u>21,360円</u>
	午前9時から 午後1時まで	<u>10,680円</u>
中会議室使用料	午後1時から 午後5時まで	<u>10,680円</u>
	午後5時から 午後9時まで	<u>10,680円</u>
小会議室使用料	午前9時から	<u>7,100円</u>

舞台	時まで 午前9時から 午後5時まで	<u>17,020円</u>
	午前9時から 午後1時まで	<u>8,510円</u>
中会議室使用料	午後1時から 午後5時まで	<u>8,510円</u>
	午後5時から 午後9時まで	<u>8,510円</u>
中会議室使用料	午前9時から 午後5時まで	<u>21,000円</u>
	午前9時から 午後1時まで	<u>10,500円</u>
中会議室使用料	午後1時から 午後5時まで	<u>10,500円</u>
	午後5時から 午後9時まで	<u>10,500円</u>
小会議室使用料	午前9時から	<u>6,980円</u>

		午後5時まで				午後5時まで	
		午前9時から	<u>3,550円</u>			午前9時から	<u>3,490円</u>
		午後1時まで				午後1時まで	
		午後1時から	<u>3,550円</u>			午後1時から	<u>3,490円</u>
		午後5時まで				午後5時まで	
		午後5時から	<u>3,550円</u>			午後5時から	<u>3,490円</u>
		午後9時まで				午後9時まで	
	特別会議室使用料	午前9時から	<u>31,680円</u>		特別会議室使用料	午前9時から	<u>31,120円</u>
		午後5時まで				午後5時まで	
		午前9時から	<u>15,840円</u>			午前9時から	<u>15,560円</u>
		午後1時まで				午後1時まで	
		午後1時から	<u>15,840円</u>			午後1時から	<u>15,560円</u>
		午後5時まで				午後5時まで	
		午後5時から	<u>15,840円</u>			午後5時から	<u>15,560円</u>
		午後9時まで				午後9時まで	
(17) 香川県新規産業創出支援センター	略 インキュベート工房使用料			(17) 香川県新規産業創出支援センター	略 インキュベート工房使用料		
	利用開始日から起算して5年を経過した日の	1月1日	<u>1,560円</u>		利用開始日から起算して5年を経過した日の	1月1日	<u>1,540円</u>
		平方メ				平方メ	

(18) 香川県科学技術研究センター	属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）まで	一トル		属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）まで	一トル	
	利用開始日から起算して5年を経過した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）以降	1月1平方メートル	<u>1,870円</u>	利用開始日から起算して5年を経過した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）以降	1月1平方メートル	<u>1,840円</u>
	電磁環境試験設備使用料	1時間当たり	<u>28,630円</u> を超える範囲で規則で定める額	電磁環境試験設備使用料	1時間当たり	<u>28,110円</u> を超える範囲で規則で定める額
	会議室使用料 大会議室	1時間当たり	<u>1,560円</u>	会議室使用料 大会議室	1時間当たり	<u>1,540円</u>
略			略			
(18) 香川県科学技術研究センター	研究室使用料			研究室使用料		
	利用開始日から起算して5年を経過した日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）まで			利用開始日から起算して5年を経過した日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）まで		
	共同研究グループ以外のもの	1月1平方メートル	<u>2,610円</u>	共同研究グループ以外のもの	1月1平方メートル	<u>2,570円</u>
	利用開始日から起算して5年を経過した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する			利用開始日から起算して5年を経過した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する		

(19) 香川県サ ンポート高松 交流拠点施設	月)以降 共同研究グループ	1月 1平方 メート ル	<u>1,560円</u>
	共同研究グループ以 外のもの	1月 1平方 メート ル	<u>3,130円</u>
	機器使用料	1時間 当たり	<u>4,400円</u> を超 えない範囲で 規則で定める 額
	国際会議場 会議室使用料	午前9 時から 午後10 時まで	<u>112,100円</u> を 超えない範囲 で規則で定め る額
	応接室使用料	午前9 時から 午後10 時まで	<u>9,300円</u> を超 えない範囲で 規則で定める 額
	略		
	ビジネスルーム使用料	午前9 時から 午後10 時まで	<u>6,500円</u> を超 えない範囲で 規則で定める 額
	展示場 展示場使用料	午前9 時から 午後10 時まで	<u>99,500円</u> を超 えない範囲で 規則で定める 額
	産業振興センター 事務室使用料	1月 1平方	<u>4,070円</u>

(19) 香川県サ ンポート高松 交流拠点施設	月)以降 共同研究グループ	1月 1平方 メート ル	<u>1,540円</u>
	共同研究グループ以 外のもの	1月 1平方 メート ル	<u>3,080円</u>
	機器使用料	1時間 当たり	<u>4,320円</u> を超 えない範囲で 規則で定める 額
	国際会議場 会議室使用料	午前9 時から 午後10 時まで	<u>110,100円</u> を 超えない範囲 で規則で定め る額
	応接室使用料	午前9 時から 午後10 時まで	<u>9,200円</u> を超 えない範囲で 規則で定める 額
	略		
	ビジネスルーム使用料	午前9 時から 午後10 時まで	<u>6,400円</u> を超 えない範囲で 規則で定める 額
	展示場 展示場使用料	午前9 時から 午後10 時まで	<u>97,700円</u> を超 えない範囲で 規則で定める 額
	産業振興センター 事務室使用料	1月 1平方	<u>4,000円</u>

	多目的広場 多目的広場使用料 専用使用の場合	メートル 午前9時から午後10時まで	68,000円を超えない範囲で規則で定める額		多目的広場 多目的広場使用料 専用使用の場合	メートル 午前9時から午後10時まで	66,800円を超えない範囲で規則で定める額
	略 大型テント広場 大型テント広場使用料 専用使用の場合	午前9時から午後10時まで	110,700円を超えない範囲で規則で定める額		略 大型テント広場 大型テント広場使用料 専用使用の場合	午前9時から午後10時まで	108,700円を超えない範囲で規則で定める額
	アート広場 アート広場使用料 専用使用の場合	午前9時から午後10時まで	98,300円を超えない範囲で規則で定める額		アート広場 アート広場使用料 専用使用の場合	午前9時から午後10時まで	96,600円を超えない範囲で規則で定める額
(20) 県民いこいの森野営場及び大川山野営場	略 野営地使用料 一般 個人	1人につき1泊	260円	(20) 県民いこいの森野営場及び大川山野営場	略 野営地使用料 一般 個人	1人につき1泊	250円
(21)～(25) 略 (26) 香川県青年センター	略 大会議室 一般利用	午前9時から午後9時まで	10,860円	(21)～(25) 略 (26) 香川県青年センター	略 大会議室 一般利用	午前9時から午後9時まで	10,620円

特別利用	午前9時から午後9時まで	<u>5,430円</u>
中会議室 一般利用	午前9時から午後9時まで	<u>7,200円</u>
特別利用	午前9時から午後9時まで	<u>3,600円</u>
小会議室 一般利用	午前9時から午後9時まで	<u>3,540円</u>
特別利用	午前9時から午後9時まで	<u>1,770円</u>
野外活動場 一般利用	午前9時から午後9時まで	<u>6,420円</u>
特別利用	午前9時から午後9時まで	<u>3,210円</u>
宿泊施設 洋室 一般利用	1人につき1	<u>1,820円</u>

特別利用	午前9時から午後9時まで	<u>5,310円</u>
中会議室 一般利用	午前9時から午後9時まで	<u>7,080円</u>
特別利用	午前9時から午後9時まで	<u>3,540円</u>
小会議室 一般利用	午前9時から午後9時まで	<u>3,480円</u>
特別利用	午前9時から午後9時まで	<u>1,740円</u>
野外活動場 一般利用	午前9時から午後9時まで	<u>6,300円</u>
特別利用	午前9時から午後9時まで	<u>3,150円</u>
宿泊施設 洋室 一般利用	1人につき1	<u>1,790円</u>

(27) 香川県立 武道館	特別利用	泊 1人につき1泊	<u>1,170円</u>
	和室 一般利用	1人につき1泊	<u>1,570円</u>
	特別利用	1人につき1泊	<u>1,040円</u>
	体育館 競技場 全面	1時間 当たり	<u>1,490円</u>
	半面	1時間 当たり	<u>890円</u>
	略 シャワー（温水）	1時間 当たり	<u>1,200円</u>
	略 競技場使用料 専用使用の場合 アマチュアスポーツ の場合	1時間 当たり	<u>4,010円</u> を超えない範囲で教育委員会規則で定める額
	入場料を徴収する場合	1時間 当たり	<u>1,330円</u> を超えない範囲で教育委員会規則で定める額
	入場料を徴収しない場合	1時間 当たり	<u>1,330円</u> を超えない範囲で教育委員会規則で定める額
	アマチュアスポーツ 以外の場合		

(27) 香川県立 武道館	特別利用	泊 1人につき1泊	<u>1,150円</u>
	和室 一般利用	1人につき1泊	<u>1,540円</u>
	特別利用	1人につき1泊	<u>1,020円</u>
	体育館 競技場 全面	1時間 当たり	<u>1,470円</u>
	半面	1時間 当たり	<u>880円</u>
	略 シャワー（温水）	1時間 当たり	<u>1,180円</u>
	略 競技場使用料 専用使用の場合 アマチュアスポーツ の場合	1時間 当たり	<u>3,940円</u> を超えない範囲で教育委員会規則で定める額
	入場料を徴収する場合	1時間 当たり	<u>1,310円</u> を超えない範囲で教育委員会規則で定める額
	入場料を徴収しない場合	1時間 当たり	<u>1,310円</u> を超えない範囲で教育委員会規則で定める額
	アマチュアスポーツ 以外の場合		

	入場料を徴収する場合	1時間 当たり	<u>16,080円</u> を超えない範囲で教育委員会規則で定める額
	入場料を徴収しない場合	1時間 当たり	<u>4,010円</u> を超えない範囲で教育委員会規則で定める額
	略		
	(28) 香川県立総合水泳プール	略	
	水泳プール使用料 専用使用の場合 50メートルプール 全面使用の場合 アマチュアスポーツの場合		
入場料を徴収する場合	1時間 当たり	<u>11,970円</u> を超えない範囲で教育委員会規則で定める額	
入場料を徴収しない場合 一般	1時間 当たり	<u>5,980円</u> を超えない範囲で教育委員会規則で定める額	
生徒及び児童	1時間 当たり	<u>4,230円</u> を超えない範囲で教育委員会規則で定める額	
アマチュアスポーツ以外の場合 入場料を徴収する場合	1時間 当たり	<u>35,950円</u> を超えない範囲で教育委員会規則で定める額	

	入場料を徴収する場合	1時間 当たり	<u>15,790円</u> を超えない範囲で教育委員会規則で定める額
	入場料を徴収しない場合	1時間 当たり	<u>3,940円</u> を超えない範囲で教育委員会規則で定める額
	略		
	(28) 香川県立総合水泳プール	略	
	水泳プール使用料 専用使用の場合 50メートルプール 全面使用の場合 アマチュアスポーツの場合		
入場料を徴収する場合	1時間 当たり	<u>11,760円</u> を超えない範囲で教育委員会規則で定める額	
入場料を徴収しない場合 一般	1時間 当たり	<u>5,880円</u> を超えない範囲で教育委員会規則で定める額	
生徒及び児童	1時間 当たり	<u>4,160円</u> を超えない範囲で教育委員会規則で定める額	
アマチュアスポーツ以外の場合 入場料を徴収する場合	1時間 当たり	<u>35,300円</u> を超えない範囲で教育委員会規則で定める額	

入場料を徴収しない場合	1時間 当たり	則で定める額 <u>11,970円</u> を超えない範囲で教育委員会規則で定める額
コース使用の場合	1コースにつき1回 (2時間以内)	530円を超えない範囲で教育委員会規則で定める額に使用する者の数を乗じて得た額に <u>550円</u> を加えた額
25メートルプール 全面使用の場合 アマチュアスポーツの場合	入場料を徴収する場合	1時間 当たり
		<u>11,260円</u> を超えない範囲で教育委員会規則で定める額
入場料を徴収しない場合 一般	1時間 当たり	<u>5,630円</u> を超えない範囲で教育委員会規則で定める額
生徒及び児童	1時間 当たり	<u>3,140円</u> を超えない範囲で教育委員会規則で定める額
アマチュアスポーツ以外の場合 入場料を徴収する場合	1時間 当たり	<u>33,810円</u> を超えない範囲で

入場料を徴収しない場合	1時間 当たり	則で定める額 <u>11,760円</u> を超えない範囲で教育委員会規則で定める額
コース使用の場合	1コースにつき1回 (2時間以内)	530円を超えない範囲で教育委員会規則で定める額に使用する者の数を乗じて得た額に <u>540円</u> を加えた額
25メートルプール 全面使用の場合 アマチュアスポーツの場合	入場料を徴収する場合	1時間 当たり
		<u>11,060円</u> を超えない範囲で教育委員会規則で定める額
入場料を徴収しない場合 一般	1時間 当たり	<u>5,530円</u> を超えない範囲で教育委員会規則で定める額
生徒及び児童	1時間 当たり	<u>3,090円</u> を超えない範囲で教育委員会規則で定める額
アマチュアスポーツ以外の場合 入場料を徴収する場合	1時間 当たり	<u>33,200円</u> を超えない範囲で

入場料を徴収しない場合	1時間 当たり	教育委員会規則で定める額 <u>11,260円</u> を超えない範囲で教育委員会規則で定める額
コース使用の場合	1コースにつき1回 (2時間以内)	530円を超えない範囲で教育委員会規則で定める額に使用する者の数を乗じて得た額に <u>550円</u> を加えた額
飛込みプール アマチュアスポーツの場合		
入場料を徴収する場合	1時間 当たり	<u>3,510円</u> を超えない範囲で教育委員会規則で定める額
入場料を徴収しない場合 一般	1時間 当たり	<u>1,750円</u> を超えない範囲で教育委員会規則で定める額
生徒及び児童	1時間 当たり	<u>1,040円</u> を超えない範囲で教育委員会規則で定める額
アマチュアスポーツ以外の場合		
入場料を徴収する場合	1時間 当たり	<u>10,550円</u> を超えない範囲で

入場料を徴収しない場合	1時間 当たり	教育委員会規則で定める額 <u>11,060円</u> を超えない範囲で教育委員会規則で定める額
コース使用の場合	1コースにつき1回 (2時間以内)	530円を超えない範囲で教育委員会規則で定める額に使用する者の数を乗じて得た額に <u>540円</u> を加えた額
飛込みプール アマチュアスポーツの場合		
入場料を徴収する場合	1時間 当たり	<u>3,450円</u> を超えない範囲で教育委員会規則で定める額
入場料を徴収しない場合 一般	1時間 当たり	<u>1,720円</u> を超えない範囲で教育委員会規則で定める額
生徒及び児童	1時間 当たり	<u>1,030円</u> を超えない範囲で教育委員会規則で定める額
アマチュアスポーツ以外の場合		
入場料を徴収する場合	1時間 当たり	<u>10,360円</u> を超えない範囲で

	入場料を徴収しない場合	1時間 当たり	教育委員会規則で定める額 <u>3,510円</u> を超えない範囲で教育委員会規則で定める額
	略		
	トレーニングルーム使用料	1人につき1回	<u>220円</u> を超えない範囲で教育委員会規則で定める額
	会議室使用料	1時間 当たり	<u>650円</u>
	記録室使用料	1時間 当たり	<u>320円</u>
(29) 香川県立 五色台少年自然センター	略		
	研修室	1日	<u>10,200円</u> を超えない範囲で教育委員会規則で定める額
	略		
	キャンプ場（テントを含む。）	テント 1張につき1泊	<u>350円</u>
(30) 香川県立 屋島少年自然の家	略		
	略		
	塩水プール 専用使用の場合 一般	午前9 時から 午後1 時まで	<u>8,920円</u>
		午後1 時から	<u>8,920円</u>

	入場料を徴収しない場合	1時間 当たり	教育委員会規則で定める額 <u>3,450円</u> を超えない範囲で教育委員会規則で定める額
	略		
	トレーニングルーム使用料	1人につき1回	<u>210円</u> を超えない範囲で教育委員会規則で定める額
	会議室使用料	1時間 当たり	<u>640円</u>
	記録室使用料	1時間 当たり	<u>310円</u>
(29) 香川県立 五色台少年自然センター	略		
	研修室	1日	<u>1万円</u> を超えない範囲で教育委員会規則で定める額
	略		
	キャンプ場（テントを含む。）	テント 1張につき1泊	<u>340円</u>
(30) 香川県立 屋島少年自然の家	略		
	略		
	塩水プール 専用使用の場合 一般	午前9 時から 午後1 時まで	<u>8,760円</u>
		午後1 時から	<u>8,760円</u>

(31) 香川県県民ホール	児童生徒	午後5時まで 午前9時から 午後1時まで 午後1時から 午後5時まで	<u>5,940円</u> <u>5,940円</u>
	略		
	キャンプ場（テントを含む。）	テント1張につき1泊	<u>350円</u>
	略		
	大ホール		
	入場料を徴収する場合 営利を目的とする場合	午前9時から 午後10時まで	<u>466,400円</u> を超えない範囲で規則で定める額
	営利を目的としない場合	午前9時から 午後10時まで	<u>466,400円</u> を超えない範囲で規則で定める額
	入場料を徴収しない場合		
	営利を目的とする場合	午前9時から 午後10時まで	<u>396,440円</u> を超えない範囲で規則で定める額
	営利を目的としない場合	午前9時から 午後10時まで	<u>233,200円</u> を超えない範囲で規則で定める額

(31) 香川県県民ホール	児童生徒	午後5時まで 午前9時から 午後1時まで 午後1時から 午後5時まで	<u>5,840円</u> <u>5,840円</u>
	略		
	キャンプ場（テントを含む。）	テント1張につき1泊	<u>340円</u>
	略		
	大ホール		
	入場料を徴収する場合 営利を目的とする場合	午前9時から 午後10時まで	<u>457,920円</u> を超えない範囲で規則で定める額
	営利を目的としない場合	午前9時から 午後10時まで	<u>457,920円</u> を超えない範囲で規則で定める額
	入場料を徴収しない場合		
	営利を目的とする場合	午前9時から 午後10時まで	<u>389,240円</u> を超えない範囲で規則で定める額
	営利を目的としない場合	午前9時から 午後10時まで	<u>228,960円</u> を超えない範囲で規則で定める額

	時まで	る額
小ホール		
入場料を徴収する場合		
営利を目的とする場合	午前9時から午後10時まで	<u>230,560円</u> を超えない範囲で規則で定める額
営利を目的としない場合	午前9時から午後10時まで	<u>230,560円</u> を超えない範囲で規則で定める額
入場料を徴収しない場合		
営利を目的とする場合	午前9時から午後10時まで	<u>195,980円</u> を超えない範囲で規則で定める額
営利を目的としない場合	午前9時から午後10時まで	<u>115,280円</u> を超えない範囲で規則で定める額
多目的大会議室		
営利を目的とする場合	午前9時から午後10時まで	<u>144,060円</u> を超えない範囲で規則で定める額
営利を目的としない場合	午前9時から午後10時まで	<u>96,040円</u> を超えない範囲で規則で定める額
楽屋	午前9時から午後10時まで	<u>6,690円</u> を超えない範囲で規則で定める額
リハーサル室	午前9	<u>16,900円</u> を超

	時まで	る額
小ホール		
入場料を徴収する場合		
営利を目的とする場合	午前9時から午後10時まで	<u>226,380円</u> を超えない範囲で規則で定める額
営利を目的としない場合	午前9時から午後10時まで	<u>226,380円</u> を超えない範囲で規則で定める額
入場料を徴収しない場合		
営利を目的とする場合	午前9時から午後10時まで	<u>192,430円</u> を超えない範囲で規則で定める額
営利を目的としない場合	午前9時から午後10時まで	<u>113,190円</u> を超えない範囲で規則で定める額
多目的大会議室		
営利を目的とする場合	午前9時から午後10時まで	<u>141,450円</u> を超えない範囲で規則で定める額
営利を目的としない場合	午前9時から午後10時まで	<u>94,300円</u> を超えない範囲で規則で定める額
楽屋	午前9時から午後10時まで	<u>6,570円</u> を超えない範囲で規則で定める額
リハーサル室	午前9	<u>16,600円</u> を超

(32) 香川県立 ミュージアム	練習室	時から 午後10 時まで	えない範囲で 規則で定める 額
	会議室	午前9 時から 午後10 時まで	<u>5,890円</u> を超 えない範囲で 規則で定める 額
	略		
	略		
	特別展示室使用料	午前9 時から 午後5 時まで	<u>31,000円</u> を超 えない範囲で 規則で定める 額
	常設展示室、ロビー又は エントランスホールの中 ち特別展示室と併せて展 示の用に供される部分の 使用料	午前9 時から 午後5 時まで	<u>15,850円</u> を超 えない範囲で 規則で定める 額
	講堂使用料	午前9 時から 午後5 時まで	<u>23,940円</u> を超 えない範囲で 規則で定める 額
	研修室使用料	午前9 時から 午後5 時まで	<u>9,660円</u> を超 えない範囲で 規則で定める 額
	略		
	(33) 略		
(34) 香川県立 ミュージアム 香川県文化会	略		
	県民ギャラリー使用料	午前9 時から	<u>19,390円</u> を超 えない範囲で

(32) 香川県立 ミュージアム	練習室	時から 午後10 時まで	えない範囲で 規則で定める 額
	会議室	午前9 時から 午後10 時まで	<u>5,790円</u> を超 えない範囲で 規則で定める 額
	略		
	略		
	特別展示室使用料	午前9 時から 午後5 時まで	<u>30,440円</u> を超 えない範囲で 規則で定める 額
	常設展示室、ロビー又は エントランスホールの中 ち特別展示室と併せて展 示の用に供される部分の 使用料	午前9 時から 午後5 時まで	<u>15,590円</u> を超 えない範囲で 規則で定める 額
	講堂使用料	午前9 時から 午後5 時まで	<u>23,510円</u> を超 えない範囲で 規則で定める 額
	研修室使用料	午前9 時から 午後5 時まで	<u>9,490円</u> を超 えない範囲で 規則で定める 額
	略		
	(33) 略		
(34) 香川県立 ミュージアム 香川県文化会	略		
	県民ギャラリー使用料	午前9 時から	<u>19,060円</u> を超 えない範囲で

館		午後5時まで	規則で定める額
(35) 香川県立東山魁夷せとうち美術館	略 展示室観覧料（学齢に達しない者、児童、中学生徒、高等学校生徒及びこれらに準ずる者を除く。） 常設の展示の場合 個人	1人につき1回	<u>310円</u>
	略		
	略		
	略		

館		午後5時まで	規則で定める額
(35) 香川県立東山魁夷せとうち美術館	略 展示室観覧料（学齢に達しない者、児童、中学生徒、高等学校生徒及びこれらに準ずる者を除く。） 常設の展示の場合 個人	1人につき1回	<u>300円</u>
	略		
	略		
	略		

第2表 手数料の部

種別	区分	単位	金額
1～9 略			
10 喫茶店営業許可申請手数料	略 継続許可申請 露店形態の営業、自動車による移動営業、自動販売機による営業又は短期季節営業 略	1件	<u>3,400円</u>
11～28 略			
29 冰雪製造業許可申請手数料	略 継続許可申請 自動販売機による営業 略	1件	<u>3,400円</u>
30～53 略			
54 抑留犬返還手数料		1頭	<u>2,440円</u>
55～58 略			
59 製菓衛生師		1件	<u>9,500円</u>

第2表 手数料の部

種別	区分	単位	金額
1～9 略			
10 喫茶店営業許可申請手数料	略 継続許可申請 露店形態の営業、自動車による移動営業、自動販売機による営業又は短期季節営業 略	1件	<u>3,300円</u>
11～28 略			
29 冰雪製造業許可申請手数料	略 継続許可申請 自動販売機による営業 略	1件	<u>3,300円</u>
30～53 略			
54 抑留犬返還手数料		1頭	<u>2,430円</u>
55～58 略			
59 製菓衛生師		1件	<u>9,400円</u>

試験手数料			
60～76 略			
77	引き取った 犬若しくは猫 又は収容した 犬の返還手数料	1頭又 は1匹	<u>2,440円</u>
78～374 略			
375	香川県産 業技術センタ 一手数料	非破壊試験 組織試験 形状試験 金属材料試験 窯業材料試験 木竹材料試験 精密測定試験 その他材料試験 和文試験成績書副本 英文試験成績書副本 鉱産物（粘土を含む。） 分析 金属分析 その他分析 略 食品・食品原料分析	5,150円を超えない範 囲で規則で定める額 3,380円を超えない範 囲で規則で定める額 2,740円を超えない範 囲で規則で定める額 7,290円を超えない範 囲で規則で定める額 30,070円を超えない範 囲で規則で定める額 4,300円を超えない範 囲で規則で定める額 1,280円を超えない範 囲で規則で定める額 16,490円を超えない範 囲で規則で定める額 1通 420円 1通 2,990円 4,400円を超えない範 囲で規則で定める額 4,400円を超えない範 囲で規則で定める額 4,400円を超えない範 囲で規則で定める額 26,190円を超えない範 囲で規則で定める額

試験手数料			
60～76 略			
77	引き取った 犬若しくは猫 又は収容した 犬の返還手数料	1頭又 は1匹	<u>2,430円</u>
78～374 略			
375	香川県産 業技術センタ 一手数料	非破壊試験 組織試験 形状試験 金属材料試験 窯業材料試験 木竹材料試験 精密測定試験 その他材料試験 和文試験成績書副本 英文試験成績書副本 鉱産物（粘土を含む。） 分析 金属分析 その他分析 略 食品・食品原料分析	5,060円を超えない範 囲で規則で定める額 3,320円を超えない範 囲で規則で定める額 2,690円を超えない範 囲で規則で定める額 7,160円を超えない範 囲で規則で定める額 29,520円を超えない範 囲で規則で定める額 4,230円を超えない範 囲で規則で定める額 1,260円を超えない範 囲で規則で定める額 16,190円を超えない範 囲で規則で定める額 1通 410円 1通 2,940円 4,320円を超えない範 囲で規則で定める額 4,320円を超えない範 囲で規則で定める額 4,320円を超えない範 囲で規則で定める額 25,720円を超えない範 囲で規則で定める額

	和文分析結果副本 英文分析結果副本 機器操作指導	1 通 1 通 1 時間 までごと	<u>420円</u> <u>2,990円</u> <u>3,200円</u>
376 香川県産業技術センター発酵食品研究所手数料	食品・食品原料分析 和文分析結果副本 英文分析結果副本 機器操作指導	<u>26,190円</u> を超えない範囲で規則で定める額 1 通 1 通 1 時間 までごと	<u>420円</u> <u>2,990円</u> <u>3,200円</u>
377 香川県新規産業創出支援センター手数料	電磁環境試験 電磁波特性試験 試験成績書正本 試験成績書謄本	1 測定 1 時間 までごと 1 通 1 通	<u>30,710円</u> を超えない範囲で規則で定める額 <u>22,000円</u> <u>420円</u>
378~394 略			
395 オリーブオイル官能評価手数料		1 件	<u>9,360円</u>
396~412 略			
412の2 家畜受精卵移植技術手数料	牛体内受精卵の検査 牛体内受精卵の処理 新鮮卵処理 凍結卵処理	1 回 1 個 1 個	<u>5,200円</u> <u>530円</u> <u>1,060円</u>
413 家畜人工授精師免許申請手数料		1 件	<u>1,810円</u>
414 略			
415 家畜人工授精師免許証書換交付手数料		1 件	<u>1,710円</u>

	和文分析結果副本 英文分析結果副本 機器操作指導	1 通 1 通 1 時間 までごと	<u>410円</u> <u>2,940円</u> <u>3,140円</u>
376 香川県産業技術センター発酵食品研究所手数料	食品・食品原料分析 和文分析結果副本 英文分析結果副本 機器操作指導	<u>25,720円</u> を超えない範囲で規則で定める額 1 通 1 通 1 時間 までごと	<u>410円</u> <u>2,940円</u> <u>3,140円</u>
377 香川県新規産業創出支援センター手数料	電磁環境試験 電磁波特性試験 試験成績書正本 試験成績書謄本	1 測定 1 時間 までごと 1 通 1 通	<u>30,160円</u> を超えない範囲で規則で定める額 <u>21,600円</u> <u>410円</u>
378~394 略			
395 オリーブオイル官能評価手数料		1 件	<u>9,190円</u>
396~412 略			
412の2 家畜受精卵移植技術手数料	牛体内受精卵の検査 牛体内受精卵の処理 新鮮卵処理 凍結卵処理	1 回 1 個 1 個	<u>5,100円</u> <u>520円</u> <u>1,040円</u>
413 家畜人工授精師免許申請手数料		1 件	<u>1,800円</u>
414 略			
415 家畜人工授精師免許証書換交付手数料		1 件	<u>1,700円</u>

料			
416 家畜人工授精師免許証再交付手数料		1件	<u>1,710円</u>
417~419 略			
420 家畜検査手数料	家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項又は第31条第1項の規定による家畜の検査（同法第5条第1項の規定による家畜の検査にあつては、監視伝染病の発生を予防するためのものに限る。）		
	略		
	ヨーネ病検査		
	略		
	リアルタイムPCR法による検査	1頭1回	<u>1,610円</u>
	ヨーニン検査	1頭1回	<u>280円</u>
	ピロプラズマ病検査	1頭1回	<u>290円</u>
	略		
	牛ウイルス性下痢・粘膜病検査		
	略		
	PCR法による検査	1頭1回	<u>840円</u>
	牛白血病検査		
	抗体検査	1頭1回	<u>710円</u>
	略		
	牛カンピロバクター症検査	1頭1回	<u>310円</u>
	トリコモナス病検査	1頭1回	<u>310円</u>

料			
416 家畜人工授精師免許証再交付手数料		1件	<u>1,700円</u>
417~419 略			
420 家畜検査手数料	家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項又は第31条第1項の規定による家畜の検査（同法第5条第1項の規定による家畜の検査にあつては、監視伝染病の発生を予防するためのものに限る。）		
	略		
	ヨーネ病検査		
	略		
	リアルタイムPCR法による検査	1頭1回	<u>1,600円</u>
	ヨーニン検査	1頭1回	<u>270円</u>
	ピロプラズマ病検査	1頭1回	<u>280円</u>
	略		
	牛ウイルス性下痢・粘膜病検査		
	略		
	PCR法による検査	1頭1回	<u>830円</u>
	牛白血病検査		
	抗体検査	1頭1回	<u>700円</u>
	略		
	牛カンピロバクター症検査	1頭1回	<u>300円</u>
	トリコモナス病検査	1頭1回	<u>300円</u>

	馬インフルエンザ検査	1頭1回	1,210円
	略		
	豚繁殖・呼吸障害症候群検査	1頭1回	820円
	略		
421 家畜投薬手数料	肝蛭病投薬	1頭1回	760円
	トキソプラズマ病投薬	1頭1回	90円
422 家畜注射手数料	豚コレラ生ワクチン予防注射	1頭1回	230円
	豚丹毒予防注射	1頭1回	230円
	豚コレラ・豚丹毒混合予防注射	1頭1回	370円
	流行性脳炎予防注射		
	高力価不活化予防液	1頭1回	760円
	生ワクチン予防液	1頭1回	700円
	萎縮性鼻炎予防注射		
	繁殖の用に供している雌豚	1頭1回	980円
	生後2月未満の豚	1頭1回	270円
	炭疽予防注射	1頭1回	390円
	気腫疽予防注射	1頭1回	390円
	流行性感冒予防注射		
	イバラキ病予防液	1頭1回	540円
	牛流行熱予防液	1頭1回	540円

	馬インフルエンザ検査	1頭1回	1,200円
	略		
	豚繁殖・呼吸障害症候群検査	1頭1回	810円
	略		
421 家畜投薬手数料	肝蛭病投薬	1頭1回	740円
	トキソプラズマ病投薬	1頭1回	85円
422 家畜注射手数料	豚コレラ生ワクチン予防注射	1頭1回	220円
	豚丹毒予防注射	1頭1回	220円
	豚コレラ・豚丹毒混合予防注射	1頭1回	360円
	流行性脳炎予防注射		
	高力価不活化予防液	1頭1回	750円
	生ワクチン予防液	1頭1回	690円
	萎縮性鼻炎予防注射		
	繁殖の用に供している雌豚	1頭1回	960円
	生後2月未満の豚	1頭1回	260円
	炭疽予防注射	1頭1回	380円
	気腫疽予防注射	1頭1回	380円
	流行性感冒予防注射		
	イバラキ病予防液	1頭1回	530円
	牛流行熱予防液	1頭1回	530円

	牛伝染性鼻気管炎予防注射	回 1頭1 回	<u>540円</u>
423 略			
424	家畜伝染病予防法第45条第1項の検査の申請に必要な同法第2条第1項の家畜伝染病が発生していないことの証明手数料	1件	<u>1,010円</u>
425~512の2 略			
512の3	構造計算適合性判定手数料（512の2の項に該当するものを除く。）		
	国土交通大臣の認定を受けたプログラムを使用した構造計算適合性判定を行う場合 延べ面積 1,000平方メートル以下	1件	<u>16万円</u>
	略 1万平方メートルを超え5万平方メートル以下	1件	<u>27万円</u>
	5万平方メートルを超える場合	1件	<u>45万円</u>
	その他の方法による場合 延べ面積		
	略 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下	1件	<u>30万円</u>
	2,000平方メートルを超え1万平方メー	1件	<u>34万円</u>

	牛伝染性鼻気管炎予防注射	回 1頭1 回	<u>530円</u>
423 略			
424	家畜伝染病予防法第45条第1項の検査の申請に必要な同法第2条第1項の家畜伝染病が発生していないことの証明手数料	1件	<u>1,000円</u>
425~512の2 略			
512の3	構造計算適合性判定手数料（512の2の項に該当するものを除く。）		
	国土交通大臣の認定を受けたプログラムを使用した構造計算適合性判定を行う場合 延べ面積 1,000平方メートル以下	1件	<u>15万円</u>
	略 1万平方メートルを超え5万平方メートル以下	1件	<u>26万円</u>
	5万平方メートルを超える場合	1件	<u>44万円</u>
	その他の方法による場合 延べ面積		
	略 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下	1件	<u>29万円</u>
	2,000平方メートルを超え1万平方メー	1件	<u>33万円</u>

	トル以下 1万平方メートルを 超え5万平方メー トル以下	1件	<u>45万円</u>		トル以下 1万平方メートルを 超え5万平方メー トル以下	1件	<u>44万円</u>
	5万平方メートルを 超える場合	1件	<u>83万円</u>		5万平方メートルを 超える場合	1件	<u>81万円</u>
略				略			
513~598 略				513~598 略			
備考 略				備考 略			

(香川県道路占用料条例の一部改正)

第2条 香川県道路占用料条例(昭和28年香川県条例第21号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(占用料の額)</p> <p>第2条 略</p>	<p>(占用料の額)</p> <p>第2条 占用料の額は、別表占用料の欄に定める金額に、法第32条第1項若しくは第3項の規定により許可をし、又は法第35条の規定により同意した占用の期間(電線共同溝に係る占用料にあっては、電線共同溝整備法第10条、第11条第1項若しくは第12条第1項の規定により許可をし、又は電線共同溝整備法第21条の規定により協議が成立した占有することができる期間(当該許可又は当該協議に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をし、又は当該協議が成立した日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日から当該占有することができる期間の末日までの期間)。以下同じ。)に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額(その額が100円に満たない場合にあっては、100円)とする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、同表占用料の欄に定める金額に、各年度における占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額(その額が100円に満たない場合にあっては、100円)の合計額とする。</p>
<p>2 道路の占用のうち消費税法(昭和63年法律第108号)第6条第1項の規定により消費税を課さないこととされるものを除くものに係る前項の規定の適用については、同項中「乗じて得た額」とあるのは、「乗じて得た額</p>	<p>2 道路の占用のうち消費税法(昭和63年法律第108号)第6条第1項の規定により消費税を課さないこととされるものを除くものに係る前項の規定の適用については、同項中「乗じて得た額」とあるのは、「乗じて得た額</p>

に1.1を乗じて得た額」とする。

3 略

に1.08を乗じて得た額」とする。

3 略

(香川県港湾管理条例の一部改正)

第3条 香川県港湾管理条例(昭和31年香川県条例第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前						
(占用料及び使用料) 第9条 略					(占用料及び使用料) 第9条 港湾施設を占用し、又は使用する者は、別表に定める占用料又は使用料を県に納付しなければならない。						
別表(第9条関係)					別表(第9条関係)						
1 高松港港湾施設使用料					1 高松港港湾施設使用料						
種別	区分		単位	金額	備考	種別	区分		単位	金額	備考
1 栈橋 入場料	自動車(自動二輪車を除く。)		1台につき1回	98円		1 栈橋 入場料	自動車(自動二輪車を除く。)		1台につき1回	97円	
	その他の車両		1台につき1回	57円			その他の車両		1台につき1回	56円	
2 係船 料	係留施設(ビクターバースの係留施設を除く。)	定期船1係留ごとに	総トン数1トンにつき	3.11円 (2.84円)		2 係船 料	係留施設(ビクターバースの係留施設を除く。)	定期船1係留ごとに	総トン数1トンにつき	3.06円 (2.84円)	
		不定期船1係留ごとに	総トン数1トンにつき	6.24円 (5.68円)				不定期船1係留ごとに	総トン数1トンにつき	6.13円 (5.68円)	
	ビクターバースの係留施設	全長が10メートル以下の船舶	1隻につき1日	2,130円 (県の区域内に住所を有する者以外の者(以下「県外			ビクターバースの係留施設	全長が10メートル以下の船舶	1隻につき1日	2,100円 (県の区域内に住所を有する者以外の者(以下「県外	

			者」という。)が使用する場合には、 <u>2,560円</u>)	
全長が10メートルを超え、11メートル以下の船舶	1隻につき1日	<u>2,420円</u> (県外者が使用する場合には、 <u>2,880円</u>)		
全長が11メートルを超え、12メートル以下の船舶	1隻につき1日	<u>2,710円</u> (県外者が使用する場合には、 <u>3,210円</u>)		
全長が12メートルを超える船舶	1隻につき1日	船舶の長さ1メートルまでごとに <u>250円</u> (県外者が使用する場合には、 <u>290円</u>)として計算した額		

			者」という。)が使用する場合には、 <u>2,520円</u>)	
全長が10メートルを超え、11メートル以下の船舶	1隻につき1日	<u>2,380円</u> (県外者が使用する場合には、 <u>2,830円</u>)		
全長が11メートルを超え、12メートル以下の船舶	1隻につき1日	<u>2,670円</u> (県外者が使用する場合には、 <u>3,160円</u>)		
全長が12メートルを超える船舶	1隻につき1日	船舶の長さ1メートルまでごとに <u>240円</u> (県外者が使用する場合には、 <u>280円</u>)として計算した額		

3 物揚 場使用 料	1日			1平方メ ートルに つき	<u>3.77円</u>	略
	継続使用10日を超えるも のは、超過日数1日			1平方メ ートルに つき	<u>7.56円</u>	
4 小型 船舶用 泊地使 用料	プレジャ ーボート 等1隻ご とに	泊地 A	1月	船舶の長 さ1メー トルにつ き	<u>650円</u>	
		略				
5 停泊 料	1係留ごとに			総トン数 1トンに つき	<u>1.81円</u> (1.65円)	
6 船舶 給水料				1立方メ ートルに つき	<u>616.50円</u> (608.50円)	
7 野積 場使用 料	野積場	舗装	1日	1平方メ ートルに つき	<u>5.21円</u>	
		未舗 装	1日	1平方メ ートルに つき	<u>3.46円</u>	
	コンテナ用電源			1キロワ ット時に つき	<u>22.00円</u>	
	夜間照明施設			1キロワ ット時に つき	<u>22.00円</u>	
	事務室			1月	1平方メ ートルに つき	<u>2,500円</u>

3 物揚 場使用 料	1日			1平方メ ートルに つき	<u>3.71円</u>	初日の 使用料 は、無 料とす る。
	継続使用10日を超えるも のは、超過日数1日			1平方メ ートルに つき	<u>7.43円</u>	
4 小型 船舶用 泊地使 用料	プレジャ ーボート 等1隻ご とに	泊地 A	1月	船舶の長 さ1メー トルにつ き	<u>640円</u>	
		略				
5 停泊 料	1係留ごとに			総トン数 1トンに つき	<u>1.78円</u> (1.65円)	
6 船舶 給水料				1立方メ ートルに つき	<u>604.90円</u> (598.50円)	
7 野積 場使用 料	野積場	舗装	1日	1平方メ ートルに つき	<u>5.12円</u>	
		未舗 装	1日	1平方メ ートルに つき	<u>3.40円</u>	
	コンテナ用電源			1キロワ ット時に つき	<u>21.60円</u>	
	夜間照明施設			1キロワ ット時に つき	<u>21.60円</u>	
8 上屋 使用料	事務室		1月	1平方メ ートルに つき	<u>2,460円</u>	

	荷さばき室			1日	1平方メートルにつき	<u>12.62円</u>	
				継続使用15日を超え30日以下のも のは、 超過日数1日	1平方メートルにつき	<u>18.95円</u>	
				継続使用30日を超えるものは、 超過日数1日	1平方メートルにつき	<u>25.30円</u>	
給電設備					1キロワット時につき	<u>22.00円</u>	
9 荷役 機械使 用料	起重機			30分につ き		<u>31,570円</u> を超えない範囲で 規則で定め る額	
	ストラドルキャリア			30分につ き		<u>6,280円</u> を超えない範囲で 規則で定め る額	
10 旅客 施設使 用料	事務室	旅客 ター ミナ	1月	1平方メ ートルに つき		<u>3,130円</u>	

	荷さばき室			1日	1平方メートルにつき	<u>12.40円</u>	
				継続使用15日を超え30日以下のも のは、 超過日数1日	1平方メートルにつき	<u>18.61円</u>	
				継続使用30日を超えるものは、 超過日数1日	1平方メートルにつき	<u>24.84円</u>	
給電設備					1キロワット時につき	<u>21.60円</u>	
9 荷役 機械使 用料	起重機			30分につ き		<u>31,000円</u> を超えない範囲で 規則で定め る額	
	ストラドルキャリア			30分につ き		<u>6,170円</u> を超えない範囲で 規則で定め る額	
10 旅客 施設使 用料	事務室	旅客 ター ミナ	1月	1平方メ ートルに つき		<u>3,080円</u>	

	ルビ ル6 階か ら8 階ま で				
	その 他	1月	1平方メ ートルに つき	<u>2,500円</u>	
店舗		1月	1平方メ ートルに つき	<u>2,500円</u>	
会議室			1室につ き午前9 時から午 後9時ま で	<u>12,250円</u>	
			1室につ き午前9 時から午 後5時ま で	<u>8,580円</u>	
			1室につ き午後1 時から午 後9時ま で	<u>8,580円</u>	
			1室につ き午前9 時から正 午まで	<u>3,650円</u>	
			1室につ き午後1 時から午	<u>4,910円</u>	

	ルビ ル6 階か ら8 階ま で				
	その 他	1月	1平方メ ートルに つき	<u>2,460円</u>	
店舗		1月	1平方メ ートルに つき	<u>2,460円</u>	
会議室			1室につ き午前9 時から午 後9時ま で	<u>12,030円</u>	
			1室につ き午前9 時から午 後5時ま で	<u>8,430円</u>	
			1室につ き午後1 時から午 後9時ま で	<u>8,430円</u>	
			1室につ き午前9 時から正 午まで	<u>3,590円</u>	
			1室につ き午後1 時から午	<u>4,830円</u>	

				後5時まで		
				1室につき午後6時から午後9時まで	<u>3,660円</u>	
	荷さばき室	1月		1平方メートルにつき	<u>757円</u>	
	その他の施設	1月		1平方メートルにつき	<u>2,500円</u>	
	給電設備			1キロワット時につき	<u>22.00円</u>	
	駐車場	1月		1台につき	<u>20,950円</u>	
11 港湾環境整備施設使用料	ハーバープロムナード	イベント広場	1日	1平方メートルにつき	<u>25円</u>	
		給水設備		1立方メートルにつき	<u>616.50円</u>	
	レストハウス	店舗	1月	1平方メートルにつき	<u>2,500円</u>	
		その他	1月	1平方メートルにつき	<u>2,500円</u>	
	給電設備			1キロワット時につき	<u>22.00円</u>	
略						

				後5時まで		
				1室につき午後6時から午後9時まで	<u>3,600円</u>	
	荷さばき室	1月		1平方メートルにつき	<u>744円</u>	
	その他の施設	1月		1平方メートルにつき	<u>2,460円</u>	
	給電設備			1キロワット時につき	<u>21.60円</u>	
	駐車場	1月		1台につき	<u>20,570円</u>	
11 港湾環境整備施設使用料	ハーバープロムナード	イベント広場	1日	1平方メートルにつき	<u>24円</u>	
		給水設備		1立方メートルにつき	<u>604.90円</u>	
	レストハウス	店舗	1月	1平方メートルにつき	<u>2,460円</u>	
		その他	1月	1平方メートルにつき	<u>2,460円</u>	
	給電設備			1キロワット時につき	<u>21.60円</u>	
略						

香西西地区港湾緑地	略		略	
	会議室	1室につき午前9時から午後5時まで		2,340円
		1室につき午前9時から正午まで		990円
		1室につき午後1時から午後5時まで		1,340円
略				

備考

1～8 略

2 その他の港湾の港湾施設使用料

種別	区分		単位	金額	備考
1 棧橋入場料	自動車（自動二輪車を除く。）		1台につき1回	98円	
	その他の車両		1台につき1回	57円	
2 係船料	係留施設（仁尾港ビクターバース及び詫間港	定期船1係留ごとに	総トン数1トンにつき	2.55円 (2.33円)	
		不定期船1係留ごとに	総トン数1トンにつき	5.12円 (4.66円)	

香西西地区港湾緑地	略		略		
	会議室	1室につき午前9時から午後5時まで		2,300円	2室に分割してその一方を利用する場合の使用料は、5割とする。
		1室につき午前9時から正午まで		980円	
		1室につき午後1時から午後5時まで		1,320円	
略					

備考

1～3 略

4 専ら国内及び国内以外の地域にわたって行われる旅客又は貨物の輸送の用に供される船舶（以下「外航船舶」という。）に係る使用料のうち、係船料、停泊料及び船舶給水料については、本表金額の欄中（ ）内の金額を適用する。

5～8 略

2 その他の港湾の港湾施設使用料

種別	区分		単位	金額	備考
1 棧橋入場料	自動車（自動二輪車を除く。）		1台につき1回	97円	
	その他の車両		1台につき1回	56円	
2 係船料	係留施設（仁尾港ビクターバース及び詫間港	定期船1係留ごとに	総トン数1トンにつき	2.51円 (2.33円)	
		不定期船1係留ごとに	総トン数1トンにつき	5.03円 (4.66円)	

ボートパークの係留施設並びにデジタルバースとして利用可能な係留施設を除く。)		つき		
仁尾港デジタルバースの係留施設	全長が10メートル以下の船舶	1隻につき1日	<u>1,750円</u> (県外者が使用する場合には、 <u>2,090円</u>)	
	全長が10メートルを超え、11メートル以下の船舶	1隻につき1日	<u>1,990円</u> (県外者が使用する場合には、 <u>2,370円</u>)	
	全長が11メートルを超え、12メートル以下の船舶	1隻につき1日	<u>2,240円</u> (県外者が使用する場合には、 <u>2,640円</u>)	
	全長が12メートルを超える船舶	1隻につき1日	船舶の長さ1メートルまでごとに200円(県外者が使用する	

ボートパークの係留施設並びにデジタルバースとして利用可能な係留施設を除く。)		つき		
仁尾港デジタルバースの係留施設	全長が10メートル以下の船舶	1隻につき1日	<u>1,720円</u> (県外者が使用する場合には、 <u>2,060円</u>)	
	全長が10メートルを超え、11メートル以下の船舶	1隻につき1日	<u>1,960円</u> (県外者が使用する場合には、 <u>2,330円</u>)	
	全長が11メートルを超え、12メートル以下の船舶	1隻につき1日	<u>2,200円</u> (県外者が使用する場合には、 <u>2,600円</u>)	
	全長が12メートルを超える船舶	1隻につき1日	船舶の長さ1メートルまでごとに200円(県外者が使用する	

			場合にあっては、 <u>240円</u>) として計算した額	
詫間港ボートパークの係留施設	全長が5メートル以下の船舶	1隻につき1月	<u>7,110円</u>	
	全長が5メートルを超え、6メートル以下の船舶	1隻につき1月	<u>8,480円</u>	
	全長が6メートルを超え、7メートル以下の船舶	1隻につき1月	<u>9,830円</u>	
	全長が7メートルを超える船舶	1隻につき1月	<u>11,200円</u>	
ビジターバースとして利用可能な係留施設	定期船1係留ごとに	総トン数1トンにつき	<u>2.55円</u> (2.33円)	
	不定期船1係留ごとに	総トン数1トンにつき	<u>5.12円</u> (4.66円)	
	全長が10メートル以下のプレジャーボート	1隻につき1日	<u>1,390円</u> (県外者が使用する場合には、 <u>1,670円</u>)	
	全長が10メートルを超え、11メートル以	1隻につき1日	<u>1,580円</u> (県外者が使用する	

			場合にあっては、 <u>230円</u>) として計算した額	
詫間港ボートパークの係留施設	全長が5メートル以下の船舶	1隻につき1月	<u>6,990円</u>	
	全長が5メートルを超え、6メートル以下の船舶	1隻につき1月	<u>8,330円</u>	
	全長が6メートルを超え、7メートル以下の船舶	1隻につき1月	<u>9,660円</u>	
	全長が7メートルを超える船舶	1隻につき1月	<u>11,000円</u>	
ビジターバースとして利用可能な係留施設	定期船1係留ごとに	総トン数1トンにつき	<u>2.51円</u> (2.33円)	
	不定期船1係留ごとに	総トン数1トンにつき	<u>5.03円</u> (4.66円)	
	全長が10メートル以下のプレジャーボート	1隻につき1日	<u>1,370円</u> (県外者が使用する場合には、 <u>1,640円</u>)	
	全長が10メートルを超え、11メートル以	1隻につき1日	<u>1,560円</u> (県外者が使用する	

		下のプレジャーボート		る場合にあっては、 <u>1,890円</u>	
		全長が11メートルを超え、12メートル以下のプレジャーボート	1隻につき1日	<u>1,780円</u> (県外者が使用する場合には、 <u>2,100円</u>)	
		略			
3 物揚場使用料	1日使用料	1平方メートルにつき		<u>3.02円</u>	略
	継続使用10日を超えるものは、超過日数1日	1平方メートルにつき		<u>4.53円</u>	
4 小型船舶用泊地使用料	プレジャーボート等1隻ごとに	略			
		泊地C	1月	船舶の長さ1メートルにつき	<u>330円</u>
		略			
5 停泊料	1係留ごとに	総トン数1トンにつき		<u>1.44円</u> (<u>1.32円</u>)	
6 野積場使用料	詫間港コンテナターミナルの野積場	1日	1平方メートルにつき	<u>4.08円</u>	
	その他の野積場	舗装	1日	1平方メートルにつき	<u>4.67円</u>
		未舗	1日	1平方メ	<u>3.12円</u>

		下のプレジャーボート		る場合にあっては、 <u>1,860円</u>	
		全長が11メートルを超え、12メートル以下のプレジャーボート	1隻につき1日	<u>1,750円</u> (県外者が使用する場合には、 <u>2,070円</u>)	
		略			
3 物揚場使用料	1日使用料	1平方メートルにつき		<u>2.97円</u>	初日の使用料は、無料とする。
	継続使用10日を超えるものは、超過日数1日	1平方メートルにつき		<u>4.45円</u>	
4 小型船舶用泊地使用料	プレジャーボート等1隻ごとに	略			
		泊地C	1月	船舶の長さ1メートルにつき	<u>320円</u>
		略			
5 停泊料	1係留ごとに	総トン数1トンにつき		<u>1.42円</u> (<u>1.32円</u>)	
6 野積場使用料	詫間港コンテナターミナルの野積場	1日	1平方メートルにつき	<u>4.01円</u>	
	その他の野積場	舗装	1日	1平方メートルにつき	<u>4.59円</u>
		未舗	1日	1平方メ	<u>3.07円</u>

	装	一トルにつ	
	コンテナ用電源	1キロワット時につき	22.00円
	夜間照明施設	1キロワット時につき	22.00円
7 荷役機械使用料	起重機	30分につき	11,510円を超えない範囲で規則で定める額
	フォークリフト	30分につき	5,230円を超えない範囲で規則で定める額
8 旅客施設使用料	車両乗降用可動橋	1回につき	1,670円
	その他の旅客乗降用施設	1回につき	970円

備考

1～9 略

3 高松港港湾施設占用料

略

備考

1～3 略

4 占用のうち消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により消費税を課さないこととされるものを除くものについての占用料の額は、本表の備考以外の部分並びに2及び3により計算して得ら

	装	一トルにつ	
	コンテナ用電源	1キロワット時につき	21.60円
	夜間照明施設	1キロワット時につき	21.60円
7 荷役機械使用料	起重機	30分につき	11,310円を超えない範囲で規則で定める額
	フォークリフト	30分につき	5,140円を超えない範囲で規則で定める額
8 旅客施設使用料	車両乗降用可動橋	1回につき	1,640円
	その他の旅客乗降用施設	1回につき	960円

備考

1～3 略

4 外航船舶に係る使用料のうち、係船料及び停泊料については、本表金額の欄中（ ）内の金額を適用する。

5～9 略

3 高松港港湾施設占用料

略

備考

1～3 略

4 占用のうち消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により消費税を課さないこととされるものを除くものについての占用料の額は、本表の備考以外の部分並びに2及び3により計算して得ら

れた額に100分の110を乗じて得た額とする。

5・6 略

4 その他の港湾の港湾施設占用料

略

備考

1・2 略

3 占用のうち消費税法第6条第1項の規定により消費税を課さないこととされるものを除くものについての占用料の額は、本表の備考以外の部分並びに1及び2により計算して得られた額に100分の110を乗じて得た額とする。

4・5 略

れた額に100分の108を乗じて得た額とする。

5・6 略

4 その他の港湾の港湾施設占用料

略

備考

1・2 略

3 占用のうち消費税法第6条第1項の規定により消費税を課さないこととされるものを除くものについての占用料の額は、本表の備考以外の部分並びに1及び2により計算して得られた額に100分の108を乗じて得た額とする。

4・5 略

(香川県都市公園条例の一部改正)

第4条 香川県都市公園条例(昭和39年香川県条例第20号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(行為の制限) 第3条 略</p> <p>(使用料) 第11条 略</p>	<p>(行為の制限) 第3条 都市公園において次に掲げる行為をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。 (1)～(2) 略 (3) 映画会、競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために都市公園の全部又は一部を独占して利用すること。 (4) 有料公園施設(県が設け、又は管理する公園施設で有料で利用させるものをいう。以下同じ。)で規則で定めるものにおいて広告を表示すること。 2～5 略</p> <p>(使用料) 第11条 法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項若しくは第3条第1項若しくは第3項の許可を受けた者又は有料公園若しくは有料公園施設を利用する者は、別表第2に掲げる額の使用料を納入しなければならない。ただし、知事において特別の事由があると認めるときは、減免することができる。</p>

(利用料金の收受)

第14条の3 略

(利用料金の承認)

第14条の4 略

別表第2 (第11条関係)

1 略

2 公園施設を管理する場合

種別	単位			金額
略				
建物	延面積	1年	1平方メートル	3,610円以内
	延面積	1月	1平方メートル	600円以内

3 都市公園を占有する場合

略				
---	--	--	--	--

注 1・2 略

3 占有のうち消費税法(昭和63年法律第108号)第6条第1項の規定により消費税を課さないこととされるものを除くものについての使用料の額は、この表並びに1及び2により計算して得られた額に100分の110を乗じて得た額とする。

4 第3条第1項各号に掲げる行為をする場合

都市公園	行為	単位		金額
栗林公園	業として行う物品販売	1日		270円
		1月	1台	4,500円
	その他の営業行為 募金	1日		270円
		1日		270円

(利用料金の收受)

第14条の3 知事は、坂出緩衝緑地、香川県総合運動公園、香川県立丸亀競技場、瀬戸大橋記念公園又はさぬき空港公園について、当該都市公園に係る指定管理者に当該都市公園の有料公園施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として收受させることができる。

(利用料金の承認)

第14条の4 利用料金は、指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。この場合において、指定管理者が定める利用料金の額は、別表第3に定める額を超えてはならない。

別表第2 (第11条関係)

1 略

2 公園施設を管理する場合

種別	単位			金額
略				
建物	延面積	1年	1平方メートル	3,550円以内
	延面積	1月	1平方メートル	590円以内

3 都市公園を占有する場合

略				
---	--	--	--	--

注 1・2 略

3 占有のうち消費税法(昭和63年法律第108号)第6条第1項の規定により消費税を課さないこととされるものを除くものについての使用料の額は、この表並びに1及び2により計算して得られた額に100分の108を乗じて得た額とする。

4 第3条第1項各号に掲げる行為をする場合

都市公園	行為	単位		金額
栗林公園	業として行う物品販売	1日		260円
		1月	1台	4,420円
	その他の営業行為 募金	1日		260円
		1日		260円

	第3条第1項第3号に掲げる行為	1日	1平方メートル	<u>54円</u>
その他の都市公園	略			
	業として行う写真撮影	1月	1台	<u>2,750円</u>
		1日	1台	<u>270円</u>
	略			
	第3条第1項第4号に掲げる行為			
	催しに際し一時的に表示する場合以外の場合	1年	表示面積 1平方メートル	<u>44,000円</u> を超えない範囲で規則で定める額
	催しに際し一時的に表示する場合			
大型映像装置を使用する場合以外の場合	1日	表示面積 1平方メートル	<u>1,770円</u>	
大型映像装置を使用する場合				
画面の全部使用の場合				
アマチュアスポーツの場合	1分		<u>6,050円</u>	
アマチュアスポーツ以外の場合	1分		<u>18,150円</u>	
	略			

注 略

5 有料公園又は有料公園施設を利用する場合

(1) 有料公園を利用する場合

利用区分	単	位	金 額
略			
団体利用 (20人以上)	一般	1人 1回	<u>330円</u>
	略		

	第3条第1項第3号に掲げる行為	1日	1平方メートル	<u>52円</u>
その他の都市公園	略			
	業として行う写真撮影	1月	1台	<u>2,700円</u>
		1日	1台	<u>260円</u>
	略			
	第3条第1項第4号に掲げる行為			
	催しに際し一時的に表示する場合以外の場合	1年	表示面積 1平方メートル	<u>43,200円</u> を超えない範囲で規則で定める額
	催しに際し一時的に表示する場合			
大型映像装置を使用する場合以外の場合	1日	表示面積 1平方メートル	<u>1,740円</u>	
大型映像装置を使用する場合				
画面の全部使用の場合				
アマチュアスポーツの場合	1分		<u>5,940円</u>	
アマチュアスポーツ以外の場合	1分		<u>17,820円</u>	
	略			

注 略

5 有料公園又は有料公園施設を利用する場合

(1) 有料公園を利用する場合

利用区分	単	位	金 額
略			
団体利用 (20人以上)	一般	1人 1回	<u>320円</u>
	略		

定期利用	1人用	1年間	<u>2,610円</u>
	3人用	1年間	<u>5,230円</u>

略

(2) 有料公園施設を利用する場合

都市公園	有料公園施設の種 類及び名称	単 位		金 額
栗林公園	集会所 商工奨励館	本館階上 専用使用の場合	午前（午前8時30分から午後0時30分までをいう。以下この項において同じ。）	<u>5,840円</u>
			午後（午後1時から午後5時までをいう。以下同じ。）	<u>5,840円</u>
			1日（午前8時30分から午後5時までをいう。以下この項において同じ。）	<u>11,680円</u>
		北館 専用使用の場合	午前	<u>15,710円</u>
			午後	<u>15,710円</u>
			1日	<u>31,420円</u>
和室	午前	<u>1,440円</u>		
	午後	<u>1,440円</u>		

定期利用	1人用	1年間	<u>2,570円</u>
	3人用	1年間	<u>5,140円</u>

略

(2) 有料公園施設を利用する場合

都市公園	有料公園施設の種 類及び名称	単 位		金 額
栗林公園	集会所 商工奨励館	本館階上 専用使用の場合	午前（午前8時30分から午後0時30分までをいう。以下この項において同じ。）	<u>5,740円</u>
			午後（午後1時から午後5時までをいう。以下同じ。）	<u>5,740円</u>
			1日（午前8時30分から午後5時までをいう。以下この項において同じ。）	<u>11,480円</u>
		北館 専用使用の場合	午前	<u>15,430円</u>
			午後	<u>15,430円</u>
			1日	<u>30,860円</u>
和室	午前	<u>1,420円</u>		
	午後	<u>1,420円</u>		

			北控室	1日 午前 午後	<u>2,880円</u> <u>810円</u> <u>810円</u>	
			南控室	1日 午前 午後 1日	<u>1,620円</u> <u>670円</u> <u>670円</u> <u>1,340円</u>	
略 遊戯施 設	舟遊場	遊覧船	専用使用の場合	1時間	<u>7,440円</u>	
			専用使用でない場合			
			一般	1人 1回	<u>620円</u>	
			中学校生徒、 児童及びこ れらに準ず る者	1人 1回	<u>310円</u>	
略						
坂 出 緩 衝 緑 地	運動施 設	番の州 球場	基本施設（グラウンド及びダ ッグアウト）使用料			
			アマチュアスポ ーツの場合			
			生徒及び児童	1日（午前 9時から午 後5時まで をいう。以 下同じ。）	<u>3,500円</u>	
			一般	1時間 1日	<u>570円</u> <u>8,900円</u>	
			アマチュアスポ ーツ以外のスポ ーツの場合	1時間 1日	<u>1,470円</u> <u>29,560円</u>	

			北控室	1日 午前 午後	<u>2,840円</u> <u>800円</u> <u>800円</u>	
			南控室	1日 午前 午後 1日	<u>1,600円</u> <u>660円</u> <u>660円</u> <u>1,320円</u>	
略 遊戯施 設	舟遊場	遊覧船	専用使用の場合	1時間	<u>7,320円</u>	
			専用使用でない場合			
			一般	1人 1回	<u>610円</u>	
			中学校生徒、 児童及びこ れらに準ず る者	1人 1回	<u>300円</u>	
略						
坂 出 緩 衝 緑 地	運動施 設	番の州 球場	基本施設（グラウンド及びダ ッグアウト）使用料			
			アマチュアスポ ーツの場合			
			生徒及び児童	1日（午前 9時から午 後5時まで をいう。以 下同じ。）	<u>3,440円</u>	
			一般	1時間 1日	<u>560円</u> <u>8,740円</u>	
			アマチュアスポ ーツ以外のスポ ーツの場合	1時間 1日	<u>1,450円</u> <u>29,030円</u>	

その他の場合			
生徒及び児童	1日		<u>7,700円</u>
	1時間		<u>1,270円</u>
一般	1日		<u>30,800円</u>
	1時間		<u>5,120円</u>
附属施設使用料			
夜間照明施設			
アマチュアスポーツの場合			
3分の1点灯	1時間		<u>3,700円</u>
3分の2点灯	1時間		<u>7,410円</u>
全点灯	1時間		<u>11,120円</u>
アマチュアスポーツ以外の場合	1時間		<u>50,640円</u>

その他の場合			
生徒及び児童	1日		<u>7,560円</u>
	1時間		<u>1,250円</u>
一般	1日		<u>30,240円</u>
	1時間		<u>5,030円</u>
附属施設使用料			
夜間照明施設			
アマチュアスポーツの場合			
3分の1点灯	1時間		<u>3,640円</u>
3分の2点灯	1時間		<u>7,280円</u>
全点灯	1時間		<u>10,920円</u>
アマチュアスポーツ以外の場合	1時間		<u>49,720円</u>

香川県総合運動公園	運動施設	香川県営野球場	基本施設（グラウンド、ダッグアウト、選手控室、更衣室及びグラウンドキーパーブース）使用料		
			アマチュアスポーツの場合 入場料を徴収しない場合 生徒及び児童	午前（午前9時から正午までをいう。以下この項において同じ。）	<u>3,100円</u>
			一般	午後 1日 午前	<u>4,140円</u> <u>6,230円</u> <u>7,790円</u>

香川県総合運動公園	運動施設	香川県営野球場	基本施設（グラウンド、ダッグアウト、選手控室、更衣室及びグラウンドキーパーブース）使用料		
			アマチュアスポーツの場合 入場料を徴収しない場合 生徒及び児童	午前（午前9時から正午までをいう。以下この項において同じ。）	<u>3,050円</u>
			一般	午後 1日 午前	<u>4,070円</u> <u>6,120円</u> <u>7,650円</u>

	午後	<u>10,380円</u>
	1日	<u>15,580円</u>
略		
アマチュアスポーツ以外の場合		
入場料を徴収しない場合	午前	<u>15,580円</u>
	午後	<u>20,770円</u>
	1日	<u>31,170円</u>
略		
附属施設使用料		
本部室、役員控室、審判員控室、バットスイング場、ブルペン及びトレーニングスペース	午前	<u>2,570円</u>
	午後	<u>3,430円</u>
	1日	<u>5,150円</u>
記録放送室及び放送機器	午前	<u>1,310円</u>
	午後	<u>1,750円</u>
	1日	<u>2,630円</u>
スコアボード	午前	<u>2,760円</u>
	午後	<u>3,680円</u>
	1日	<u>5,530円</u>
会議室	午前	<u>1,310円</u>
	午後	<u>1,750円</u>
	1日	<u>2,630円</u>
シャワー室 温水使用	午前	<u>1,910円</u>
	午後	<u>2,540円</u>
	1日	<u>3,820円</u>
温水使用以外	午前	<u>1,310円</u>
	午後	<u>1,750円</u>
	1日	<u>2,630円</u>
夜間照明施設 アマチュアス		

	午後	<u>10,200円</u>
	1日	<u>15,300円</u>
略		
アマチュアスポーツ以外の場合		
入場料を徴収しない場合	午前	<u>15,300円</u>
	午後	<u>20,400円</u>
	1日	<u>30,610円</u>
略		
附属施設使用料		
本部室、役員控室、審判員控室、バットスイング場、ブルペン及びトレーニングスペース	午前	<u>2,530円</u>
	午後	<u>3,370円</u>
	1日	<u>5,060円</u>
記録放送室及び放送機器	午前	<u>1,290円</u>
	午後	<u>1,720円</u>
	1日	<u>2,590円</u>
スコアボード	午前	<u>2,710円</u>
	午後	<u>3,620円</u>
	1日	<u>5,430円</u>
会議室	午前	<u>1,290円</u>
	午後	<u>1,720円</u>
	1日	<u>2,590円</u>
シャワー室 温水使用	午前	<u>1,880円</u>
	午後	<u>2,500円</u>
	1日	<u>3,760円</u>
温水使用以外	午前	<u>1,290円</u>
	午後	<u>1,720円</u>
	1日	<u>2,590円</u>
夜間照明施設 アマチュアス		

香川県 営第2 野球場	ポーツの場合 4分の1点 灯	1時間	<u>9,430円</u>
	2分の1点 灯	1時間	<u>17,690円</u>
	全点灯	1時間	<u>34,250円</u>
	アマチュアス ポーツ以外の 場合	1時間	<u>155,920円</u>
	基本施設（グラウンド及びダ ッグアウト）使用料		
	アマチュアスポ ーツの場合 生徒及び児童	午前	<u>2,470円</u>
		午後	<u>3,310円</u>
	一般	1日	<u>4,970円</u>
		午前	<u>6,210円</u>
		午後	<u>8,290円</u>
1日		<u>12,430円</u>	
アマチュアスポ ーツ以外の場合	午前	<u>12,430円</u>	
	午後	<u>16,590円</u>	
	1日	<u>24,880円</u>	
附属施設使用料			
本部室	午前	<u>1,310円</u>	
	午後	<u>1,750円</u>	
記録放送室及び 放送機器	1日	<u>2,630円</u>	
	午前	<u>650円</u>	
	午後	<u>870円</u>	
	1日	<u>1,310円</u>	
スコアボード	午前	<u>650円</u>	
	午後	<u>870円</u>	
	1日	<u>1,310円</u>	
香川県 営テニ	基本施設（テニスコート）使 用料		

香川県 営第2 野球場	ポーツの場合 4分の1点 灯	1時間	<u>9,260円</u>
	2分の1点 灯	1時間	<u>17,370円</u>
	全点灯	1時間	<u>33,630円</u>
	アマチュアス ポーツ以外の 場合	1時間	<u>153,090円</u>
	基本施設（グラウンド及びダ ッグアウト）使用料		
	アマチュアスポ ーツの場合 生徒及び児童	午前	<u>2,430円</u>
		午後	<u>3,250円</u>
	一般	1日	<u>4,880円</u>
		午前	<u>6,100円</u>
		午後	<u>8,140円</u>
1日		<u>12,210円</u>	
アマチュアスポ ーツ以外の場合	午前	<u>12,210円</u>	
	午後	<u>16,290円</u>	
	1日	<u>24,430円</u>	
附属施設使用料			
本部室	午前	<u>1,290円</u>	
	午後	<u>1,720円</u>	
記録放送室及び 放送機器	1日	<u>2,590円</u>	
	午前	<u>640円</u>	
	午後	<u>860円</u>	
	1日	<u>1,290円</u>	
スコアボード	午前	<u>640円</u>	
	午後	<u>860円</u>	
	1日	<u>1,290円</u>	
香川県 営テニ	基本施設（テニスコート）使 用料		

ス場	生徒及び児童	1面	午前	<u>960円</u>
		1面	午後	<u>1,290円</u>
	一般	1面	1日	<u>1,940円</u>
		1面	午前	<u>1,400円</u>
		1面	午後	<u>1,880円</u>
		1面	1日	<u>2,820円</u>
		附属施設使用料		
会議室	午前	<u>1,310円</u>		
	午後	<u>1,750円</u>		
	1日	<u>2,630円</u>		
記録放送室及び 放送機器	午前	<u>650円</u>		
	午後	<u>870円</u>		
	1日	<u>1,310円</u>		
スコアボード	午前	<u>650円</u>		
	午後	<u>870円</u>		
	1日	<u>1,310円</u>		
シャワー室 団体	温水使用	午前	<u>1,910円</u>	
		午後	<u>2,540円</u>	
		1日	<u>3,820円</u>	
	温水使用以 外	午前	<u>1,310円</u>	
		午後	<u>1,750円</u>	
		1日	<u>2,630円</u>	
略				
香川県 営サッ カー・ ラグビ ー場	基本施設（グラウンド及び更衣室）使用料			
	アマチュアスポ ーツの場合 入場料を徴収 しない場合	生徒及び児 童	午前	<u>2,130円</u>
		午後	<u>2,850円</u>	

ス場	生徒及び児童	1面	午前	<u>950円</u>
		1面	午後	<u>1,270円</u>
	一般	1面	1日	<u>1,910円</u>
		1面	午前	<u>1,380円</u>
		1面	午後	<u>1,850円</u>
		1面	1日	<u>2,770円</u>
		附属施設使用料		
会議室	午前	<u>1,290円</u>		
	午後	<u>1,720円</u>		
	1日	<u>2,590円</u>		
記録放送室及び 放送機器	午前	<u>640円</u>		
	午後	<u>860円</u>		
	1日	<u>1,290円</u>		
スコアボード	午前	<u>640円</u>		
	午後	<u>860円</u>		
	1日	<u>1,290円</u>		
シャワー室 団体	温水使用	午前	<u>1,880円</u>	
		午後	<u>2,500円</u>	
		1日	<u>3,760円</u>	
	温水使用以 外	午前	<u>1,290円</u>	
		午後	<u>1,720円</u>	
		1日	<u>2,590円</u>	
略				
香川県 営サッ カー・ ラグビ ー場	基本施設（グラウンド及び更衣室）使用料			
	アマチュアスポ ーツの場合 入場料を徴収 しない場合	生徒及び児 童	午前	<u>2,100円</u>
		午後	<u>2,800円</u>	

香川県 営第2 サッカー	一般	1日	<u>4,280円</u>	
		午前	<u>5,360円</u>	
		午後	<u>7,160円</u>	
		1日	<u>10,740円</u>	
	略			
	アマチュアスポ ーツ以外の場合			
	入場料を徴収 しない場合	午前	<u>10,740円</u>	
		午後	<u>14,330円</u>	
		1日	<u>21,490円</u>	
	略			
	附属施設使用料			
	本部室及び審判 員控室	午前	<u>1,310円</u>	
	午後	<u>1,750円</u>		
	1日	<u>2,630円</u>		
記録放送室及び 放送機器	午前	<u>650円</u>		
	午後	<u>870円</u>		
	1日	<u>1,310円</u>		
スコアボード	午前	<u>650円</u>		
	午後	<u>870円</u>		
	1日	<u>1,310円</u>		
会議室	午前	<u>1,310円</u>		
	午後	<u>1,750円</u>		
	1日	<u>2,630円</u>		
シャワー室				
温水使用	午前	<u>1,910円</u>		
	午後	<u>2,540円</u>		
	1日	<u>3,820円</u>		
温水使用以外	午前	<u>1,310円</u>		
	午後	<u>1,750円</u>		
	1日	<u>2,630円</u>		
基本施設（グラウンド）使用 料				
アマチュアスポ				

香川県 営第2 サッカー	一般	1日	<u>4,210円</u>	
		午前	<u>5,270円</u>	
		午後	<u>7,030円</u>	
		1日	<u>10,550円</u>	
	略			
	アマチュアスポ ーツ以外の場合			
	入場料を徴収 しない場合	午前	<u>10,550円</u>	
		午後	<u>14,070円</u>	
		1日	<u>21,100円</u>	
	略			
	附属施設使用料			
	本部室及び審判 員控室	午前	<u>1,290円</u>	
	午後	<u>1,720円</u>		
	1日	<u>2,590円</u>		
記録放送室及び 放送機器	午前	<u>640円</u>		
	午後	<u>860円</u>		
	1日	<u>1,290円</u>		
スコアボード	午前	<u>640円</u>		
	午後	<u>860円</u>		
	1日	<u>1,290円</u>		
会議室	午前	<u>1,290円</u>		
	午後	<u>1,720円</u>		
	1日	<u>2,590円</u>		
シャワー室				
温水使用	午前	<u>1,880円</u>		
	午後	<u>2,500円</u>		
	1日	<u>3,760円</u>		
温水使用以外	午前	<u>1,290円</u>		
	午後	<u>1,720円</u>		
	1日	<u>2,590円</u>		
基本施設（グラウンド）使用 料				
アマチュアスポ				

一・ラ グビー 場	一ツの場合 生徒及び児童	午前	<u>1,700円</u>	
		午後	<u>2,270円</u>	
	一般	1日	<u>3,410円</u>	
		午前	<u>4,260円</u>	
		午後	<u>5,690円</u>	
		1日	<u>8,540円</u>	
	アマチュアスポ ーツ以外の場合	午前	<u>8,540円</u>	
		午後	<u>11,390円</u>	
		1日	<u>17,090円</u>	
	附属施設使用料			
スコアボード	午前	<u>650円</u>		
	午後	<u>870円</u>		
	1日	<u>1,310円</u>		
香川県 営相撲 場	基本施設（本土俵及び練習土俵）使用料			
	本土俵及び練習 土俵を使用する 場合	生徒及び児童	午前	<u>620円</u>
			午後	<u>830円</u>
	一般	1日	<u>1,250円</u>	
		午前	<u>1,560円</u>	
		午後	<u>2,080円</u>	
		1日	<u>3,130円</u>	
	練習土俵のみを 使用する場合			
	専用使用の場 合	生徒及び児 童	午前	<u>310円</u>
			略	
一般	1日	<u>620円</u>		
	午前	<u>780円</u>		
	午後	<u>1,030円</u>		

一・ラ グビー 場	一ツの場合 生徒及び児童	午前	<u>1,670円</u>	
		午後	<u>2,230円</u>	
	一般	1日	<u>3,350円</u>	
		午前	<u>4,190円</u>	
		午後	<u>5,590円</u>	
		1日	<u>8,390円</u>	
	アマチュアスポ ーツ以外の場合	午前	<u>8,390円</u>	
		午後	<u>11,190円</u>	
		1日	<u>16,780円</u>	
	附属施設使用料			
スコアボード	午前	<u>640円</u>		
	午後	<u>860円</u>		
	1日	<u>1,290円</u>		
香川県 営相撲 場	基本施設（本土俵及び練習土俵）使用料			
	本土俵及び練習 土俵を使用する 場合	生徒及び児童	午前	<u>610円</u>
			午後	<u>820円</u>
	一般	1日	<u>1,230円</u>	
		午前	<u>1,540円</u>	
		午後	<u>2,050円</u>	
		1日	<u>3,080円</u>	
	練習土俵のみを 使用する場合			
	専用使用の場 合	生徒及び児 童	午前	<u>300円</u>
			略	
一般	1日	<u>610円</u>		
	午前	<u>770円</u>		
	午後	<u>1,020円</u>		

			専用使用でない場合 生徒及び児童	1日	<u>1,560円</u>		
			略				
			一般	1人3月間	<u>930円</u>		
				略			
				1人3月間	<u>1,250円</u>		
			附属施設使用料				
			シャワー室 専用使用の場合				
			温水使用	午前	<u>1,910円</u>		
				午後	<u>2,540円</u>		
				1日	<u>3,820円</u>		
			温水使用以外	午前	<u>1,310円</u>		
				午後	<u>1,750円</u>		
				1日	<u>2,630円</u>		
			略				
			略				
香川県立丸亀競技場	運動施設	競技場	基本施設（グラウンド、雨天走路及び更衣室）使用料				
			専用使用の場合 アマチュアスポーツの場合 入場料を徴収しない場合				
			学校、競技協会、教育委員会その他教育関係	午前（午前9時から午後1時までをいう。以下同じ。）	<u>10,470円</u>		
			専用使用でない場合 生徒及び児童	1日	<u>1,540円</u>		
			略				
			一般	1人3月間	<u>920円</u>		
				略			
				1人3月間	<u>1,230円</u>		
			附属施設使用料				
			シャワー室 専用使用の場合				
			温水使用	午前	<u>1,880円</u>		
				午後	<u>2,500円</u>		
				1日	<u>3,760円</u>		
			温水使用以外	午前	<u>1,290円</u>		
				午後	<u>1,720円</u>		
				1日	<u>2,590円</u>		
			略				
			略				
香川県立丸亀競技場	運動施設	競技場	基本施設（グラウンド、雨天走路及び更衣室）使用料				
			専用使用の場合 アマチュアスポーツの場合 入場料を徴収しない場合				
			学校、競技協会、教育委員会その他教育関係	午前（午前9時から午後1時までをいう。以下同じ。）	<u>10,280円</u>		

団体（以下「学校等」という。）	午後	<u>10,470円</u>
	1日	<u>15,700円</u>
学校等以外のもの	午前	<u>27,860円</u>
	午後	<u>27,860円</u>
	1日	<u>41,900円</u>
略		
アマチュアスポーツ以外の場合		
入場料を徴収しない場合	午前	<u>41,900円</u>
	午後	<u>41,900円</u>
	1日	<u>62,850円</u>
略		
専用使用でない場合		
略		
一般	1人 1回	<u>310円</u>
附属施設使用料		
第1トレーニングルーム		
専用使用の場合	午前	<u>5,230円</u>
	午後	<u>5,230円</u>
	1日	<u>7,850円</u>
専用使用でない場合		
略		
一般	1人 1回	<u>310円</u>
第2トレーニングルーム		
専用使用の場合	午前	<u>1,670円</u>
	午後	<u>1,670円</u>
	1日	<u>2,610円</u>

団体（以下「学校等」という。）	午後	<u>10,280円</u>
	1日	<u>15,420円</u>
学校等以外のもの	午前	<u>27,360円</u>
	午後	<u>27,360円</u>
	1日	<u>41,140円</u>
略		
アマチュアスポーツ以外の場合		
入場料を徴収しない場合	午前	<u>41,140円</u>
	午後	<u>41,140円</u>
	1日	<u>61,710円</u>
略		
専用使用でない場合		
略		
一般	1人 1回	<u>300円</u>
附属施設使用料		
第1トレーニングルーム		
専用使用の場合	午前	<u>5,140円</u>
	午後	<u>5,140円</u>
	1日	<u>7,710円</u>
専用使用でない場合		
略		
一般	1人 1回	<u>300円</u>
第2トレーニングルーム		
専用使用の場合	午前	<u>1,640円</u>
	午後	<u>1,640円</u>
	1日	<u>2,570円</u>

専用使用でない場合 略			
一般	1人	1回	<u>310円</u>
記録放送室及び 放送機器		午前	<u>1,670円</u>
		午後	<u>1,670円</u>
		1日	<u>2,610円</u>
大型映像装置			
アマチュアス ポーツの場合		午前	<u>19,800円</u>
		午後	<u>19,800円</u>
		1日	<u>30,250円</u>
アマチュアス ポーツ以外の 場合		午前	<u>59,400円</u>
		午後	<u>59,400円</u>
		1日	<u>90,750円</u>
会議室		午前	<u>1,670円</u>
		午後	<u>1,670円</u>
		1日	<u>2,610円</u>
特別会議室		午前	<u>3,450円</u>
		午後	<u>3,450円</u>
		1日	<u>5,230円</u>
夜間照明施設			
アマチュアス ポーツの場合			
8分の1点 灯	1時間		<u>5,550円</u>
5分の1点 灯	1時間		<u>9,930円</u>
3分の1点 灯	1時間		<u>14,380円</u>
2分の1点 灯	1時間		<u>43,230円</u>
3分の2点 灯	1時間		<u>60,250円</u>
全点灯	1時間		<u>64,990円</u>
アマチュアス	1時間		<u>194,970円</u>

専用使用でない場合 略			
一般	1人	1回	<u>300円</u>
記録放送室及び 放送機器		午前	<u>1,640円</u>
		午後	<u>1,640円</u>
		1日	<u>2,570円</u>
大型映像装置			
アマチュアス ポーツの場合		午前	<u>19,440円</u>
		午後	<u>19,440円</u>
		1日	<u>29,700円</u>
アマチュアス ポーツ以外の 場合		午前	<u>58,320円</u>
		午後	<u>58,320円</u>
		1日	<u>89,100円</u>
会議室		午前	<u>1,640円</u>
		午後	<u>1,640円</u>
		1日	<u>2,570円</u>
特別会議室		午前	<u>3,390円</u>
		午後	<u>3,390円</u>
		1日	<u>5,140円</u>
夜間照明施設			
アマチュアス ポーツの場合			
8分の1点 灯	1時間		<u>5,450円</u>
5分の1点 灯	1時間		<u>9,750円</u>
3分の1点 灯	1時間		<u>14,120円</u>
2分の1点 灯	1時間		<u>42,450円</u>
3分の2点 灯	1時間		<u>59,160円</u>
全点灯	1時間		<u>63,810円</u>
アマチュアス	1時間		<u>191,430円</u>

		補助競 技場	ポーツ以外の 場合 専用使用の場合 アマチュアス ポーツの場合 学校等 学校等以外 のもの アマチュアス ポーツ以外の 場合 略	午前 2,710円 午後 2,710円 1日 4,180円 午前 5,550円 午後 5,550円 1日 8,370円 午前 11,100円 午後 11,100円 1日 16,750円	
瀬戸 大橋 記念 公園	野外劇 場	マリン ドーム	基本施設（ステージ及び観覧 席）使用料	午前 16,960円 午後 16,960円 1日 26,180円	
			専用使用の場合		午前 午後 1日
			附属施設使用料		
		第1控室、第2 控室又は会議室	午前 1,150円 午後 1,150円 1日 1,770円		
	運動施 設	球技場	基本施設使用料 第1グラウンド 又は第2グラウ ンドを使用する 場合 アマチュアス ポーツの場合 学校等	午前 1,670円 午後 1,670円	

		補助競 技場	ポーツ以外の 場合 専用使用の場合 アマチュアス ポーツの場合 学校等 学校等以外 のもの アマチュアス ポーツ以外の 場合 略	午前 2,670円 午後 2,670円 1日 4,110円 午前 5,450円 午後 5,450円 1日 8,220円 午前 10,900円 午後 10,900円 1日 16,450円	
瀬戸 大橋 記念 公園	野外劇 場	マリン ドーム	基本施設（ステージ及び観覧 席）使用料	午前 16,660円 午後 16,660円 1日 25,710円	
			専用使用の場合		午前 午後 1日
			附属施設使用料		
		第1控室、第2 控室又は会議室	午前 1,130円 午後 1,130円 1日 1,740円		
	運動施 設	球技場	基本施設使用料 第1グラウンド 又は第2グラウ ンドを使用する 場合 アマチュアス ポーツの場合 学校等	午前 1,640円 午後 1,640円	

			1日	<u>2,500円</u>	
			午前	<u>4,180円</u>	
			午後	<u>4,180円</u>	
			1日	<u>6,280円</u>	
			午前	<u>8,370円</u>	
			午後	<u>8,370円</u>	
			1日	<u>12,560円</u>	
			学校等以外 のもの		
			アマチュアス ポーツ以外の 場合		
			第3グラウンド 又は第4グラウ ンドを使用する 場合		
			アマチュアス ポーツの場合		
			学校等	午前	<u>990円</u>
	午後	<u>990円</u>			
	1日	<u>1,500円</u>			
学校等以外 のもの	午前	<u>2,500円</u>			
	午後	<u>2,500円</u>			
	1日	<u>3,760円</u>			
アマチュアス ポーツ以外の 場合	午前	<u>5,020円</u>			
	午後	<u>5,020円</u>			
	1日	<u>7,530円</u>			

略

附属施設使用料

ターゲット・ バード ゴルフ 場	専用使用の場合	学校等	午前	<u>620円</u>	
			午後	<u>620円</u>	
			1日	<u>1,030円</u>	
			1日	<u>3,130円</u>	
			1日	<u>1,880円</u>	
			午前	<u>7,530円</u>	
			午後	<u>7,530円</u>	
			1日	<u>11,300円</u>	
			学校等以外の	午前	<u>18,850円</u>

			1日	<u>2,460円</u>	
			午前	<u>4,110円</u>	
			午後	<u>4,110円</u>	
			1日	<u>6,170円</u>	
			午前	<u>8,220円</u>	
			午後	<u>8,220円</u>	
			1日	<u>12,340円</u>	
			学校等以外 のもの		
			アマチュアス ポーツ以外の 場合		
			第3グラウンド 又は第4グラウ ンドを使用する 場合		
			アマチュアス ポーツの場合		
			学校等	午前	<u>980円</u>
	午後	<u>980円</u>			
	1日	<u>1,480円</u>			
学校等以外 のもの	午前	<u>2,460円</u>			
	午後	<u>2,460円</u>			
	1日	<u>3,700円</u>			
アマチュアス ポーツ以外の 場合	午前	<u>4,930円</u>			
	午後	<u>4,930円</u>			
	1日	<u>7,400円</u>			

略

附属施設使用料

ターゲット・ バード ゴルフ 場	専用使用の場合	学校等	午前	<u>610円</u>	
			午後	<u>610円</u>	
			1日	<u>1,020円</u>	
			1日	<u>3,080円</u>	
			1日	<u>1,850円</u>	
			午前	<u>7,400円</u>	
			午後	<u>7,400円</u>	
			1日	<u>11,100円</u>	
			学校等以外の	午前	<u>18,510円</u>

		もの	午後 1日	<u>18,850円</u> <u>28,280円</u>
		専用使用でない 場合 生徒及び児童	略 1人1日	<u>310円</u>
		一般	略 1人1日	780円
		略		
さ ぬ き 空 港 公 園	運動施 設	グラス スキー 場	略 一般	2時間 <u>1,040円</u>
	遊戯施 設	そりゲ レンデ	略 そり	1台 1時 間 <u>310円</u>

		もの	午後 1日	<u>18,510円</u> <u>27,770円</u>
		専用使用でない 場合 生徒及び児童	略 1人1日	<u>300円</u>
		一般	略 1人1日	770円
		略		
さ ぬ き 空 港 公 園	運動施 設	グラス スキー 場	略 一般	2時間 <u>1,030円</u>
	遊戯施 設	そりゲ レンデ	略 そり	1台 1時 間 <u>300円</u>

別表第3（第14条の4関係）

1 坂出緩衝緑地

有料公園施 設の種類及 び名称	単 位		金 額
運動施設 番の州球 場	基本施設（グラウンド及びダッグアウト）		
	アマチュアスポーツの 場合 生徒及び児童	1時間当たり	<u>570円</u>
		一般	1時間当たり
	アマチュアスポーツ以 外のスポーツの場合 その他の場合	1時間当たり	<u>4,900円</u>
		生徒及び児童	1時間当たり
	一般	1時間当たり	<u>5,120円</u>
附属施設			
夜間照明施設			

別表第3（第14条の4関係）

1 坂出緩衝緑地

有料公園施 設の種類及 び名称	単 位		金 額
運動施設 番の州球 場	基本施設（グラウンド及びダッグアウト）		
	アマチュアスポーツの 場合 生徒及び児童	1時間当たり	<u>560円</u>
		一般	1時間当たり
	アマチュアスポーツ以 外のスポーツの場合 その他の場合	1時間当たり	<u>4,820円</u>
		生徒及び児童	1時間当たり
	一般	1時間当たり	<u>5,030円</u>
附属施設			
夜間照明施設			

	アマチュアスポーツの場合		
	3分の1点灯	1時間当たり	<u>3,700円</u>
	3分の2点灯	1時間当たり	<u>7,410円</u>
	全点灯	1時間当たり	<u>11,120円</u>
	アマチュアスポーツ以外の場合	1時間当たり	<u>50,640円</u>

2 香川県総合運動公園

有料公園施設の種類及び名称	単 位	金 額	
運動施設 香川県営 野球場	基本施設（グラウンド、ダッグアウト、選手控室、更衣室及びグラウンドキーパーブース）		
	アマチュアスポーツの場合		
	入場料を徴収しない場合		
	生徒及び児童	1時間当たり	<u>1,190円</u>
	一般	1時間当たり	<u>2,980円</u>
略			
アマチュアスポーツ以外の場合			
入場料を徴収しない場合	1時間当たり	<u>5,960円</u>	
略			
附属施設			
本部室、役員控室、審判員控室、バットスイング場、ブルペン及びトレーニングスペース	1時間当たり	<u>970円</u>	
略			
スコアボード	1時間当たり	<u>1,040円</u>	

	アマチュアスポーツの場合		
	3分の1点灯	1時間当たり	<u>3,640円</u>
	3分の2点灯	1時間当たり	<u>7,280円</u>
	全点灯	1時間当たり	<u>10,920円</u>
	アマチュアスポーツ以外の場合	1時間当たり	<u>49,720円</u>

2 香川県総合運動公園

有料公園施設の種類及び名称	単 位	金 額	
運動施設 香川県営 野球場	基本施設（グラウンド、ダッグアウト、選手控室、更衣室及びグラウンドキーパーブース）		
	アマチュアスポーツの場合		
	入場料を徴収しない場合		
	生徒及び児童	1時間当たり	<u>1,170円</u>
	一般	1時間当たり	<u>2,930円</u>
略			
アマチュアスポーツ以外の場合			
入場料を徴収しない場合	1時間当たり	<u>5,860円</u>	
略			
附属施設			
本部室、役員控室、審判員控室、バットスイング場、ブルペン及びトレーニングスペース	1時間当たり	<u>960円</u>	
略			
スコアボード	1時間当たり	<u>1,030円</u>	

香川県営 第2野球場	略		
	シャワー室 温水使用	1時間当たり	<u>730円</u>
	略		
	夜間照明施設		
	アマチュアスポーツ の場合		
	4分の1点灯	1時間当たり	<u>9,430円</u>
	2分の1点灯	1時間当たり	<u>17,690円</u>
	全点灯	1時間当たり	<u>34,250円</u>
	アマチュアスポーツ 以外の場合	1時間当たり	<u>155,920円</u>
	基本施設（グラウンド及びダッグアウト）		
アマチュアスポーツの 場合			
生徒及び児童	1時間当たり	<u>930円</u>	
一般	1時間当たり	<u>2,370円</u>	
アマチュアスポーツ以 外の場合	1時間当たり	<u>4,740円</u>	
附属施設			
略			
記録放送室及び放送機 器	1時間当たり	<u>250円</u>	
スコアボード	1時間当たり	<u>250円</u>	
基本施設（テニスコート）			
略			
附属施設			
略			
記録放送室及び放送機 器	1時間当たり	<u>250円</u>	
スコアボード	1時間当たり	<u>250円</u>	
シャワー室 団体 温水使用	1時間当たり	<u>730円</u>	

香川県営 第2野球場	略		
	シャワー室 温水使用	1時間当たり	<u>720円</u>
	略		
	夜間照明施設		
	アマチュアスポーツ の場合		
	4分の1点灯	1時間当たり	<u>9,260円</u>
	2分の1点灯	1時間当たり	<u>17,370円</u>
	全点灯	1時間当たり	<u>33,630円</u>
	アマチュアスポーツ 以外の場合	1時間当たり	<u>153,090円</u>
	基本施設（グラウンド及びダッグアウト）		
アマチュアスポーツの 場合			
生徒及び児童	1時間当たり	<u>920円</u>	
一般	1時間当たり	<u>2,330円</u>	
アマチュアスポーツ以 外の場合	1時間当たり	<u>4,660円</u>	
附属施設			
略			
記録放送室及び放送機 器	1時間当たり	<u>240円</u>	
スコアボード	1時間当たり	<u>240円</u>	
基本施設（テニスコート）			
略			
附属施設			
略			
記録放送室及び放送機 器	1時間当たり	<u>240円</u>	
スコアボード	1時間当たり	<u>240円</u>	
シャワー室 団体 温水使用	1時間当たり	<u>720円</u>	

香川県営 サッカー ・ラグビ ー場	略			
	略			
	略			
	基本施設（グラウンド及び更衣室）			
アマチュアスポーツの 場合	入場料を徴収しない 場合			
	生徒及び児童 一般	1時間当たり 1時間当たり	<u>810円</u> <u>2,040円</u>	
略				
アマチュアスポーツ以 外の場合	入場料を徴収しない 場合	1時間当たり	<u>4,100円</u>	
略				
附属施設				
略				
記録放送室及び放送機 器	1時間当たり		<u>250円</u>	
スコアボード	1時間当たり		<u>250円</u>	
略				
シャワー室				
温水使用	1時間当たり		<u>730円</u>	
略				
香川県営 第2サッ カー・ラ グビー場	基本施設（グラウンド）			
	アマチュアスポーツの 場合	生徒及び児童 一般	1時間当たり 1時間当たり	<u>640円</u> <u>1,620円</u>
		アマチュアスポーツ以 外の場合	1時間当たり	<u>3,250円</u>
	附属施設			
スコアボード	1時間当たり		<u>250円</u>	

香川県営 サッカー ・ラグビ ー場	略			
	略			
	略			
	基本施設（グラウンド及び更衣室）			
アマチュアスポーツの 場合	入場料を徴収しない 場合			
	生徒及び児童 一般	1時間当たり 1時間当たり	<u>800円</u> <u>2,010円</u>	
略				
アマチュアスポーツ以 外の場合	入場料を徴収しない 場合	1時間当たり	<u>4,030円</u>	
略				
附属施設				
略				
記録放送室及び放送機 器	1時間当たり		<u>240円</u>	
スコアボード	1時間当たり		<u>240円</u>	
略				
シャワー室				
温水使用	1時間当たり		<u>720円</u>	
略				
香川県営 第2サッ カー・ラ グビー場	基本施設（グラウンド）			
	アマチュアスポーツの 場合	生徒及び児童 一般	1時間当たり 1時間当たり	<u>630円</u> <u>1,600円</u>
		アマチュアスポーツ以 外の場合	1時間当たり	<u>3,200円</u>
	附属施設			
スコアボード	1時間当たり		<u>240円</u>	

香川県営 相撲場	基本施設（本土俵及び練習土俵）		
	本土俵及び練習土俵を利用する場合		
	生徒及び児童	1時間当たり	<u>230円</u>
	一般	1時間当たり	<u>590円</u>
	練習土俵のみを利用する場合		
専用使用の場合			
略			
一般	1時間当たり	<u>290円</u>	
略			
附属施設			
シャワー室			
専用使用の場合			
温水使用	1時間当たり	<u>730円</u>	
略			
略			
略			

香川県営 相撲場	基本施設（本土俵及び練習土俵）		
	本土俵及び練習土俵を利用する場合		
	生徒及び児童	1時間当たり	<u>220円</u>
	一般	1時間当たり	<u>580円</u>
	練習土俵のみを利用する場合		
専用使用の場合			
略			
一般	1時間当たり	<u>280円</u>	
略			
附属施設			
シャワー室			
専用使用の場合			
温水使用	1時間当たり	<u>720円</u>	
略			
略			
略			

3 香川県立丸亀競技場

有料公園施設の種別及び名称	単 位	金 額
運動施設 競技場	基本施設（グラウンド、雨天走路及び更衣室）	
	専用使用の場合	
	アマチュアスポーツの場合	
	入場料を徴収しない場合	
	学校等	1時間当たり
学校等以外のもの	1時間当たり	<u>8,370円</u>
略		
アマチュアスポーツ		

3 香川県立丸亀競技場

有料公園施設の種別及び名称	単 位	金 額
運動施設 競技場	基本施設（グラウンド、雨天走路及び更衣室）	
	専用使用の場合	
	アマチュアスポーツの場合	
	入場料を徴収しない場合	
	学校等	1時間当たり
学校等以外のもの	1時間当たり	<u>8,220円</u>
略		
アマチュアスポーツ		

以外の場合 入場料を徴収しない場合 略	1時間当たり	<u>12,560円</u>
専用使用でない場合 略		
一般	1人につき1回	<u>310円</u>
附属施設		
第1トレーニングルーム 専用使用の場合 専用使用でない場合 略	1時間当たり	<u>1,560円</u>
一般	1人につき1回	<u>310円</u>
第2トレーニングルーム 略		
専用使用でない場合 略		
一般	1人につき1回	<u>310円</u>
略		
大型映像装置 アマチュアスポーツ の場合 アマチュアスポーツ 以外の場合 略	1時間当たり	<u>6,050円</u>
	1時間当たり	<u>18,150円</u>
特別会議室	1時間当たり	<u>1,030円</u>
夜間照明施設 アマチュアスポーツ の場合		
8分の1点灯	1時間当たり	<u>5,550円</u>
5分の1点灯	1時間当たり	<u>9,930円</u>
3分の1点灯	1時間当たり	<u>14,380円</u>

以外の場合 入場料を徴収しない場合 略	1時間当たり	<u>12,340円</u>
専用使用でない場合 略		
一般	1人につき1回	<u>300円</u>
附属施設		
第1トレーニングルーム 専用使用の場合 専用使用でない場合 略	1時間当たり	<u>1,540円</u>
一般	1人につき1回	<u>300円</u>
第2トレーニングルーム 略		
専用使用でない場合 略		
一般	1人につき1回	<u>300円</u>
略		
大型映像装置 アマチュアスポーツ の場合 アマチュアスポーツ 以外の場合 略	1時間当たり	<u>5,940円</u>
	1時間当たり	<u>17,820円</u>
特別会議室	1時間当たり	<u>1,020円</u>
夜間照明施設 アマチュアスポーツ の場合		
8分の1点灯	1時間当たり	<u>5,450円</u>
5分の1点灯	1時間当たり	<u>9,750円</u>
3分の1点灯	1時間当たり	<u>14,120円</u>

補助競技場	2分の1点灯	1時間当たり	<u>43,230円</u>
	3分の2点灯	1時間当たり	<u>60,250円</u>
	全点灯	1時間当たり	<u>64,990円</u>
	アマチュアスポーツ 以外の場合	1時間当たり	<u>194,970円</u>
	専用使用の場合		
	アマチュアスポーツ の場合		
	学校等	1時間当たり	<u>830円</u>
学校等以外のもの	1時間当たり	<u>1,670円</u>	
アマチュアスポーツ 以外の場合	1時間当たり	<u>3,350円</u>	
略			
略			

4 瀬戸大橋記念公園

有料公園施設の種類及び名称	単 位		金 額
野外劇場 マリンドーム	基本施設（ステージ及び観覧席）		5,230円
	専用使用の場合	1時間当たり	
	附属施設		
運動施設 球技場	第1控室、第2控室又は会議室	1時間当たり	<u>350円</u>
	基本施設		
	第1グラウンド又は第2グラウンド アマチュアスポーツ の場合		
	学校等以外のもの アマチュアスポーツ 以外の場合	1時間当たり	<u>1,250円</u>
	第3グラウンド又は第4グラウンド	1時間当たり	<u>2,500円</u>

補助競技場	2分の1点灯	1時間当たり	<u>42,450円</u>
	3分の2点灯	1時間当たり	<u>59,160円</u>
	全点灯	1時間当たり	<u>63,810円</u>
	アマチュアスポーツ 以外の場合	1時間当たり	<u>191,430円</u>
	専用使用の場合		
	アマチュアスポーツ の場合		
	学校等	1時間当たり	<u>820円</u>
学校等以外のもの	1時間当たり	<u>1,640円</u>	
アマチュアスポーツ 以外の場合	1時間当たり	<u>3,290円</u>	
略			
略			

4 瀬戸大橋記念公園

有料公園施設の種類及び名称	単 位		金 額
野外劇場 マリンドーム	基本施設（ステージ及び観覧席）		5,140円
	専用使用の場合	1時間当たり	
	附属施設		
運動施設 球技場	第1控室、第2控室又は会議室	1時間当たり	<u>340円</u>
	基本施設		
	第1グラウンド又は第2グラウンド アマチュアスポーツ の場合		
	学校等以外のもの アマチュアスポーツ 以外の場合	1時間当たり	<u>1,230円</u>
	第3グラウンド又は第4グラウンド	1時間当たり	<u>2,460円</u>

	アマチュアスポーツ の場合		
	学校等	1時間当たり	300円
	学校等以外のもの	1時間当たり	750円
	アマチュアスポーツ 以外の場合	1時間当たり	1,500円
	略		
	附属施設		
	略		
	第1更衣室	1時間当たり	620円
	略		
ターゲッ ト・バー ドゴルフ 場	専用使用の場合		
	学校等	1時間当たり	2,260円
	学校等以外のもの	1時間当たり	5,650円
	略		

5 さぬき空港公園

有料公園施 設の種類及 び名称	単	位	金 額
略			
遊戯施設			
そりゲレ ンデ	そり	1台につき1時 間当たり	310円

	アマチュアスポーツ の場合		
	学校等	1時間当たり	290円
	学校等以外のもの	1時間当たり	740円
	アマチュアスポーツ 以外の場合	1時間当たり	1,480円
	略		
	附属施設		
	略		
	第1更衣室	1時間当たり	610円
	略		
ターゲッ ト・バー ドゴルフ 場	専用使用の場合		
	学校等	1時間当たり	2,220円
	学校等以外のもの	1時間当たり	5,550円
	略		

5 さぬき空港公園

有料公園施 設の種類及 び名称	単	位	金 額
略			
遊戯施設			
そりゲレ ンデ	そり	1台につき1時 間当たり	300円

(香川県スポーツ施設条例の一部改正)

第5条 香川県スポーツ施設条例(昭和39年香川県条例第26号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(利用料金の收受)</p> <p>第7条 略</p>	<p>(利用料金の收受)</p> <p>第7条 教育委員会は、指定管理者に別表の左欄に掲げる施設等の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として收受させることができる。</p>

(利用料金の承認)

第8条 略

別表 (第7条、第8条関係)

1 香川県立武道館

施設等	単位	金額
競技場		
専用使用の場合		
アマチュアスポーツの場合		
入場料を徴収する場合	1時間当たり	<u>4,010円</u>
入場料を徴収しない場合	1時間当たり	<u>1,330円</u>
アマチュアスポーツ以外の場 合		
入場料を徴収する場合	1時間当たり	<u>16,080円</u>
入場料を徴収しない場合	1時間当たり	<u>4,010円</u>
略		
略		

2 香川県立総合水泳プール

施設等	単位	金額
水泳プール		
専用使用の場合		
50メートルプール		
全面使用の場合		
アマチュアスポーツの場 合		
入場料を徴収する場合	1時間当たり	<u>11,970円</u>
入場料を徴収しない場 合		
一般	1時間当たり	<u>5,980円</u>
生徒及び児童	1時間当たり	<u>4,230円</u>
アマチュアスポーツ以外 の場合		

(利用料金の承認)

第8条 利用料金は、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を受けて定めるものとする。この場合において、指定管理者が定める利用料金の額は、別表に定める額を超えてはならない。

別表 (第7条、第8条関係)

1 香川県立武道館

施設等	単位	金額
競技場		
専用使用の場合		
アマチュアスポーツの場合		
入場料を徴収する場合	1時間当たり	<u>3,940円</u>
入場料を徴収しない場合	1時間当たり	<u>1,310円</u>
アマチュアスポーツ以外の場 合		
入場料を徴収する場合	1時間当たり	<u>15,790円</u>
入場料を徴収しない場合	1時間当たり	<u>3,940円</u>
略		
略		

2 香川県立総合水泳プール

施設等	単位	金額
水泳プール		
専用使用の場合		
50メートルプール		
全面使用の場合		
アマチュアスポーツの場 合		
入場料を徴収する場合	1時間当たり	<u>11,760円</u>
入場料を徴収しない場 合		
一般	1時間当たり	<u>5,880円</u>
生徒及び児童	1時間当たり	<u>4,160円</u>
アマチュアスポーツ以外 の場合		

入場料を徴収する場合	1時間当たり	<u>35,950円</u>
入場料を徴収しない場合	1時間当たり	<u>11,970円</u>
コース使用の場合	1コースにつき1回(2時間以内)	530円に利用する者の数を乗じて得た額に <u>550円</u> を加えた額
25メートルプール 全面使用の場合		
アマチュアスポーツの場合		
入場料を徴収する場合	1時間当たり	<u>11,260円</u>
入場料を徴収しない場合		
一般	1時間当たり	<u>5,630円</u>
生徒及び児童	1時間当たり	<u>3,140円</u>
アマチュアスポーツ以外 の場合		
入場料を徴収する場合	1時間当たり	<u>33,810円</u>
入場料を徴収しない場合	1時間当たり	<u>11,260円</u>
コース使用の場合	1コースにつき1回(2時間以内)	530円に利用する者の数を乗じて得た額に <u>550円</u> を加えた額
飛込みプール		
アマチュアスポーツの場合		
入場料を徴収する場合	1時間当たり	<u>3,510円</u>
入場料を徴収しない場合		
一般	1時間当たり	<u>1,750円</u>
生徒及び児童	1時間当たり	<u>1,040円</u>
アマチュアスポーツ以外 の場合		
入場料を徴収する場合	1時間当たり	<u>10,550円</u>
入場料を徴収しない場合	1時間当たり	<u>3,510円</u>

入場料を徴収する場合	1時間当たり	<u>35,300円</u>
入場料を徴収しない場合	1時間当たり	<u>11,760円</u>
コース使用の場合	1コースにつき1回(2時間以内)	530円に利用する者の数を乗じて得た額に <u>540円</u> を加えた額
25メートルプール 全面使用の場合		
アマチュアスポーツの場合		
入場料を徴収する場合	1時間当たり	<u>11,060円</u>
入場料を徴収しない場合		
一般	1時間当たり	<u>5,530円</u>
生徒及び児童	1時間当たり	<u>3,090円</u>
アマチュアスポーツ以外 の場合		
入場料を徴収する場合	1時間当たり	<u>33,200円</u>
入場料を徴収しない場合	1時間当たり	<u>11,060円</u>
コース使用の場合	1コースにつき1回(2時間以内)	530円に利用する者の数を乗じて得た額に <u>540円</u> を加えた額
飛込みプール		
アマチュアスポーツの場合		
入場料を徴収する場合	1時間当たり	<u>3,450円</u>
入場料を徴収しない場合		
一般	1時間当たり	<u>1,720円</u>
生徒及び児童	1時間当たり	<u>1,030円</u>
アマチュアスポーツ以外 の場合		
入場料を徴収する場合	1時間当たり	<u>10,360円</u>
入場料を徴収しない場合	1時間当たり	<u>3,450円</u>

略		
トレーニングルーム	1人につき1回	220円
会議室	1時間当たり	650円
記録室	1時間当たり	320円
略		
略		

略		
トレーニングルーム	1人につき1回	210円
会議室	1時間当たり	640円
記録室	1時間当たり	310円
略		
略		

(香川県野営場条例の一部改正)

第6条 香川県野営場条例(昭和42年香川県条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																						
<p>(利用料金の収受)</p> <p>第6条 略</p> <p>(利用料金の承認)</p> <p>第7条 略</p> <p>別表(第6条、第7条関係)</p> <p>県民いこいの森野営場及び大川山野営場</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">野営地</td> <td>一般</td> <td rowspan="2">260円</td> </tr> <tr> <td>個人1人につき1泊</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	施設	単位	金額	野営地	一般	260円	個人1人につき1泊	略		略		<p>(利用料金の収受)</p> <p>第6条 知事は、指定管理者に別表の左欄に掲げる施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として収受させることができる。</p> <p>(利用料金の承認)</p> <p>第7条 利用料金は、指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。この場合において、指定管理者が定める利用料金の額は、別表に定める額を超えてはならない。</p> <p>別表(第6条、第7条関係)</p> <p>県民いこいの森野営場及び大川山野営場</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">野営地</td> <td>一般</td> <td rowspan="2">250円</td> </tr> <tr> <td>個人1人につき1泊</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	施設	単位	金額	野営地	一般	250円	個人1人につき1泊	略		略	
施設	単位	金額																					
野営地	一般	260円																					
	個人1人につき1泊																						
	略																						
	略																						
施設	単位	金額																					
野営地	一般	250円																					
	個人1人につき1泊																						
	略																						
	略																						

(香川県保健衛生及び環境関係試験検査等手数料条例の一部改正)

第7条 香川県保健衛生及び環境関係試験検査等手数料条例(昭和42年香川県条例第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後

改正前

(種別及び手数料の額)

第2条 略

(種別及び手数料の額)

第2条 試験検査等の種別は、別表及び診療報酬の算定方法（健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第2項の規定による厚生労働大臣の定め及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第71条第1項に規定する療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準をいう。以下「算定方法」という。）に掲げるとおりとし、手数料の額は、別表に掲げる試験検査等にあつてはそれぞれ同表に定める額とし、算定方法に掲げる試験検査等にあつてはそれぞれ算定方法に規定する方法により算定して得た額の10分の8に相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

2 略

別表（第2条関係）

別表（第2条関係）

種 別	手 数 料
1 大気、騒音及び振動に関する試験	
(1) ダイオキシン類を測定するもの	1件 178,610円を超えない範囲で規則で定める額
(2) その他のもの	
ア 室内空気に関するもの	1件 15,570円を超えない範囲で規則で定める額
イ 騒音及び振動に関するもの	1件 1,190円を超えない範囲で規則で定める額
ウ 大気汚染に関するもの	1件 22,520円を超えない範囲で規則で定める額
エ 煙道排ガスに関するもの	1件 31,840円を超えない範囲で規則で定める額
2 食品衛生に関する試験	1件 44,030円を超えない範囲で規則で定める額

種 別	手 数 料
1 環境衛生試験	
(1) 室内空気の検査	
アスベストの粉じんの測定	
ア アスベストの粉じんの分析	1件 15,120円
イ 現場試料採取	1件 15,290円
(2) 騒音測定	1件 1,120円
(3) 振動測定	1件 1,170円
(4) 大気汚染試験検査	
ア トリエタノールアミンろ紙法二酸化窒素測定	1件 4,750円
イ 浮遊粉じん測定	1件 5,290円
ウ 粉じん中の金属定量	1成分 4,660円
エ アスベストの粉じんの測定	
(ア) アスベストの粉じんの分析	1件 15,120円
(イ) 現場試料採取	1件 15,290円
オ 降下ばいじん測定	1件 15,550円
カ 悪臭測定	
(ア) アンモニア	1件 7,980円

		い範囲で規則で定める額	
3	水質に関する試験		
(1)	ダイオキシン類を測定するもの	1件	172,110円
(2)	その他のもの		
ア	飲料水に関するもの	1件	15,410円を超えない範囲で規則で定める額
イ	海水浴場等に関するもの	1件	11,320円を超えない範囲で規則で定める額
ウ	公害に関するもの	1件	26,320円を超えない範囲で規則で定める額
4	底質、土壌及び廃棄物に関する試験		
(1)	ダイオキシン類を測定するもの	1件	171,430円
(2)	その他のもの	1件	18,260円を超えない範囲で規則で定める額
5	重油中の硫黄分の試験	1件	4,830円
6	温泉分析	1件	78,760円を超えない範囲で規則で定める額
7	家庭用品に関する試験		
	有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律（昭和48年法律第112号）に基づく有害物質試験	1件	13,350円を超えない範囲で規則で定める額
8	建材中のアスベスト分析	1件	51,780円を超えない範囲で規則で定める額
9	文書		
(1)	証明書	1部	570円
(2)	試験検査成績書（再交付）	1部	460円
10	その他の試験検査等		実費を基準として知事が

(イ)	メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル、二硫化メチル、トリメチルアミン、アセトアルデヒド、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレルアルデヒド、イソバレルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、スチレン、キシレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸又はイソ吉草酸	1成分	21,290円
キ	メタン測定	1件	22,120円
ク	ダイオキシン類測定		
(ア)	ダイオキシン類分析	1件	175,370円
(イ)	現場試料採取	1件	27,160円
(5)	煙道排ガス測定		
ア	一般測定（温度、水分及び排ガス量）	1件	31,270円
イ	ばいじん量測定	1件	12,950円
ウ	ガス成分定量	1成分	12,110円
エ	ダイオキシン類測定		
(ア)	ダイオキシン類分析	1件	172,440円
(イ)	現場試料採取	1件	151,000円
2	食品衛生試験		
(1)	食品等（おもちゃを含む。）の細菌学的検査		
ア	大腸菌群検査		
(ア)	定性検査	1件	2,030円
(イ)	定量検査	1件	2,310円
イ	大腸菌検査		
(ア)	定性検査	1件	2,230円
(イ)	定量検査	1件	2,680円
ウ	細菌数検査	1件	1,820円
エ	芽胞検査	1件	2,230円
オ	腸内細菌科菌群検査	1件	4,250円

定める額

カ	病原性細菌検査（同定を含む。）	1 菌種	4,040円
キ	乳酸菌検査	1 件	8,830円
ク	真菌検査		
	（ア） 一般検査	1 件	2,560円
	（イ） 同定検査	1 件	8,650円
(2)	食品中の残留農薬又は有機水銀の試験		
	ア 定性分析		
	（ア） 成分を指定しない場合	1 件	29,340円
	（イ） 成分を指定した場合	1 成分	10,940円
	イ 定量分析	1 成分	27,700円
(3)	食品中の金属元素の試験	1 成分	9,480円
(4)	食品中のポリ塩化ビフェニル又はアフラトキシンの試験	1 成分	43,530円
(5)	食品添加物の規格試験	1 件	24,260円
(6)	器具又は容器包装の成分規格試験		
	ア 陶磁器、合成樹脂製品等（イに掲げるものを除く。）	1 件	5,410円
	イ ポリ塩化ビニル、ポリエチレン、ポリプロピレン、ポリスチレン、ポリ塩化ビニリデン、ポリエチレンテレフタレート、ポリメタクリル酸メチル、ナイロン又はポリメチルペンテン樹脂製品	1 件	21,170円
(7)	おもちゃ、洗浄剤等の規格試験	1 件	11,060円
(8)	食品等（おもちゃを含む。）の化学検査で(2)から(7)までに掲げるもの以外の定量分析		
	ア 食品中の酸度、無脂乳固形分、脂肪又は比重	1 成分	1,590円
	イ 水素イオン濃度（pH）	1 件	750円
	ウ 成分を指定した定量分析（ア及びイに掲げるものを除く。）	1 成分	8,540円
3	水質検査		
(1)	飲料水化学試験	1 件	3,270円
(2)	飲料水細菌試験	1 件	2,210円
(3)	水質成分分析		

ア	定性分析	1成分	1,170円
イ	定量分析	1成分	2,990円
(4)	水道水定期検査	1件	2,710円
(5)	水道水質基準項目検査		
ア	カドミウム及びその化合物	1件	3,060円
イ	水銀及びその化合物	1件	3,340円
ウ	セレン及びその化合物	1件	3,060円
エ	鉛及びその化合物	1件	3,060円
オ	ヒ素及びその化合物	1件	3,060円
カ	六価クロム化合物	1件	3,060円
キ	シアン化物イオン及び塩化シアン	1件	4,690円
ク	フッ素及びその化合物	1件	3,500円
ケ	ホウ素及びその化合物	1件	3,060円
コ	四塩化炭素	1件	6,300円
サ	1,4-ジオキサン	1件	15,210円
シ	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	1件	6,300円
ス	ジクロロメタン	1件	6,300円
セ	テトラクロロエチレン	1件	6,300円
ソ	トリクロロエチレン	1件	6,300円
タ	ベンゼン	1件	6,300円
チ	塩素酸	1件	3,170円
ツ	クロロ酢酸	1件	5,410円
テ	クロロホルム	1件	6,300円
ト	ジクロロ酢酸	1件	5,410円
ナ	ジブロモクロロメタン	1件	6,300円
ニ	臭素酸	1件	5,070円
ヌ	トリクロロ酢酸	1件	5,410円
ネ	ブロモジクロロメタン	1件	6,300円
ノ	ブロモホルム	1件	6,300円
ハ	ホルムアルデヒド	1件	5,650円
ヒ	亜鉛及びその化合物	1件	3,060円
フ	アルミニウム及びその化合物	1件	3,060円
ヘ	銅及びその化合物	1件	3,060円
ホ	ナトリウム及びその化合物	1件	3,220円

マ	マンガン及びその化合物	1件	3,060円
ミ	蒸発残留物	1件	2,140円
ム	陰イオン界面活性剤	1件	6,030円
メ	ジェオスミン	1件	6,620円
モ	2-メチルイソボルネオール	1件	6,620円
ヤ	非イオン界面活性剤	1件	7,470円
ユ	フェノール類	1件	7,840円
(6)	プールの水質検査	1件	4,520円
(7)	海水浴場等の水浴場の水質検査	1件	11,120円
(8)	公衆浴場等の水質検査		
ア	原水の化学検査	1件	2,940円
イ	浴槽水の化学検査	1件	2,340円
ウ	大腸菌群検査	1件	1,830円
(9)	浴槽水等のレジオネラ属菌の検査	1件	9,870円
(10)	生物化学的酸素要求量(BOD)検査	1件	5,340円
(11)	公害関係定量試験		
ア	カドミウム	1件	4,650円
イ	全シアン	1件	4,510円
ウ	有機燐 ^{りん}	1件	10,450円
エ	鉛	1件	4,650円
オ	六価クロム	1件	4,650円
カ	ヒ素	1件	4,650円
キ	総水銀	1件	6,070円
ク	アルキル水銀	1件	12,930円
ケ	ポリ塩化ビフェニル(土壌のポリ塩化 ビフェニルを含む。)	1件	25,850円
コ	ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2- ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエ チレン、シス-1, 2-ジクロロエチレ ン、1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-ト リクロロエタン、トリクロロエチレン、 テトラクロロエチレン又は1, 3-ジク ロロプロペン	1成分	6,460円

サ	<u>クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)</u>	1件	16,160円
シ	<u>チウラム</u>	1件	11,480円
ス	<u>シマジン</u>	1件	12,810円
セ	<u>チオベンカルブ</u>	1件	12,810円
ソ	<u>ベンゼン</u>	1件	6,460円
タ	<u>セレン</u>	1件	4,650円
チ	<u>水素イオン濃度 (pH)</u>	1件	630円
ツ	<u>化学的酸素要求量 (COD)</u>		
	<u>(ア) 海水</u>	1件	4,450円
	<u>(イ) その他</u>	1件	3,860円
テ	<u>浮遊物質 (SS)</u>	1件	2,040円
ト	<u>溶存酸素量 (DO)</u>	1件	1,900円
ナ	<u>ノルマルヘキササン抽出物質</u>	1件	4,710円
ニ	<u>フェノール類</u>	1件	5,700円
ヌ	<u>銅</u>	1件	4,650円
ネ	<u>亜鉛</u>	1件	4,650円
ノ	<u>鉄 (溶解性)</u>	1件	3,980円
ハ	<u>マンガン (溶解性)</u>	1件	3,980円
ヒ	<u>クロム</u>	1件	4,650円
フ	<u>フッ素</u>	1件	4,700円
ヘ	<u>ホウ素</u>	1件	4,750円
ホ	<u>1,4-ジオキサン</u>	1件	16,400円
マ	<u>大腸菌群数</u>	1件	1,960円
ミ	<u>塩化物イオン</u>	1件	2,720円
ム	<u>アンモニア態窒素</u>	1件	4,370円
メ	<u>亜硝酸態窒素</u>	1件	4,090円
モ	<u>硝酸態窒素</u>	1件	4,060円
ヤ	<u>総窒素</u>		
	<u>(ア) 海水</u>	1件	9,400円
	<u>(イ) その他</u>	1件	6,520円
ユ	<u>磷酸態磷</u>	1件	3,970円
ヨ	<u>総磷</u>	1件	4,910円
ラ	<u>全有機炭素 (TOC)</u>	1件	3,740円
リ	<u>透視度</u>	1件	670円

ル	その他の成分を指定した定量分析	1成分	3,140円
(12)	ダイオキシン類測定	1件	168,990円
4	底質定量試験（土壌溶出試験、土壌含有試験、廃棄物溶出試験及び廃棄物含有試験を含む。）		
(1)	カドミウム	1件	7,390円
(2)	シアン	1件	10,930円
(3)	有機燐	1件	17,930円
(4)	鉛	1件	7,390円
(5)	六価クロム	1件	11,520円
(6)	ヒ素	1件	7,350円
(7)	総水銀	1件	9,070円
(8)	アルキル水銀	1件	15,920円
(9)	水素イオン濃度（pH）	1件	1,390円
(10)	化学的酸素要求量（COD）	1件	6,020円
(11)	銅	1件	7,390円
(12)	亜鉛	1件	7,390円
(13)	鉄	1件	6,720円
(14)	マンガン	1件	6,720円
(15)	クロム	1件	7,910円
(16)	硫化物	1件	3,880円
(17)	強熱減量	1件	3,040円
(18)	含水率	1件	1,180円
(19)	ダイオキシン類測定	1件	168,320円
5	重油中の硫黄分の試験	1件	4,750円
6	温泉分析		
(1)	鉱泉小分析	1件	18,820円
(2)	鉱泉分析	1件	77,330円
(3)	ラドン測定	1件	12,150円
7	家庭用品の試験		
	有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律（昭和48年法律第112号）に基づく有害物質試験		
(1)	塩化水素	1件	4,000円
(2)	塩化ビニル	1件	9,080円

(3) 水酸化カリウム又は水酸化ナトリウム	1成分	3,870円
(4) 有機燐化合物	1成分	13,110円
(5) 有機錫化合物	1成分	12,950円
(6) 有機塩素化合物	1成分	11,900円
(7) ホルムアルデヒド	1件	8,230円
(8) メタノール	1成分	5,310円
(9) 有機水銀化合物	1成分	10,750円
(10) 硫酸	1件	4,000円
8 建材中のアスベスト分析		
(1) 定性分析	1件	40,020円
(2) 定量分析	1件	50,840円
(3) 現場試料採取	1件	17,640円
9 文書		
(1) 証明書	1部	570円
(2) 試験検査成績書(再交付)	1部	460円
10 その他の試験検査等		実費を基準として 知事が定める額

(香川県青年センター条例の一部改正)

第8条 香川県青年センター条例(昭和44年香川県条例第25号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(利用料金の収受)</p> <p>第6条 略</p>	<p>(利用料金の収受)</p> <p>第6条 知事は、指定管理者に別表の左欄に掲げる施設等の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として収受させることができる。</p>
<p>(利用料金の承認)</p> <p>第7条 略</p>	<p>(利用料金の承認)</p> <p>第7条 利用料金は、指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。この場合において、指定管理者が定める利用料金の額は、別表に定める額を超えてはならない。</p>
別表(第6条、第7条関係)	別表(第6条、第7条関係)

施設等	単位	金額
大会議室		
一般利用	1時間当たり	<u>920円</u>
特別利用	1時間当たり	<u>460円</u>
中会議室		
一般利用	1時間当たり	<u>600円</u>
特別利用	1時間当たり	<u>300円</u>
略		
野外活動場		
一般利用	1時間当たり	<u>540円</u>
特別利用	1時間当たり	<u>270円</u>
宿泊施設		
洋室		
一般利用	1人につき1泊	<u>1,820円</u>
特別利用	1人につき1泊	<u>1,170円</u>
和室		
一般利用	1人につき1泊	<u>1,570円</u>
特別利用	1人につき1泊	<u>1,040円</u>
体育館		
競技場		
全面	1時間当たり	<u>1,490円</u>
半面	1時間当たり	<u>890円</u>
略		
シャワー（温水）	1時間当たり	<u>1,200円</u>
略		

施設等	単位	金額
大会議室		
一般利用	1時間当たり	<u>900円</u>
特別利用	1時間当たり	<u>450円</u>
中会議室		
一般利用	1時間当たり	<u>580円</u>
特別利用	1時間当たり	<u>290円</u>
略		
野外活動場		
一般利用	1時間当たり	<u>520円</u>
特別利用	1時間当たり	<u>260円</u>
宿泊施設		
洋室		
一般利用	1人につき1泊	<u>1,790円</u>
特別利用	1人につき1泊	<u>1,150円</u>
和室		
一般利用	1人につき1泊	<u>1,540円</u>
特別利用	1人につき1泊	<u>1,020円</u>
体育館		
競技場		
全面	1時間当たり	<u>1,470円</u>
半面	1時間当たり	<u>880円</u>
略		
シャワー（温水）	1時間当たり	<u>1,180円</u>
略		

（香川県県民ホール条例の一部改正）

第9条 香川県県民ホール条例（昭和63年香川県条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（利用料金の収受） 第6条 略	（利用料金の収受） 第6条 知事は、指定管理者に別表の左欄に掲げる施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させる

(利用料金の承認)

第7条 略

別表 (第6条、第7条関係)

施設等	単位	金額
大ホール		
入場料を徴収する場合		
営利を目的とする場合	1時間当たり	<u>58,300円</u>
営利を目的としない場合	1時間当たり	<u>58,300円</u>
入場料を徴収しない場合		
営利を目的とする場合	1時間当たり	<u>49,560円</u>
営利を目的としない場合	1時間当たり	<u>29,150円</u>
小ホール		
入場料を徴収する場合		
営利を目的とする場合	1時間当たり	<u>28,820円</u>
営利を目的としない場合	1時間当たり	<u>28,820円</u>
入場料を徴収しない場合		
営利を目的とする場合	1時間当たり	<u>24,500円</u>
営利を目的としない場合	1時間当たり	<u>14,410円</u>
多目的大会議室		
営利を目的とする場合	1時間当たり	<u>16,210円</u>
営利を目的としない場合	1時間当たり	<u>10,810円</u>
楽屋	1時間当たり	<u>760円</u>
リハーサル室	1時間当たり	<u>1,820円</u>
練習室	1時間当たり	<u>640円</u>
会議室	1時間当たり	<u>6,000円</u>
略		
略		

ことができる。

(利用料金の承認)

第7条 利用料金は、指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。この場合において、指定管理者が定める利用料金の額は、別表に定める額を超えてはならない。

別表 (第6条、第7条関係)

施設等	単位	金額
大ホール		
入場料を徴収する場合		
営利を目的とする場合	1時間当たり	<u>57,240円</u>
営利を目的としない場合	1時間当たり	<u>57,240円</u>
入場料を徴収しない場合		
営利を目的とする場合	1時間当たり	<u>48,660円</u>
営利を目的としない場合	1時間当たり	<u>28,620円</u>
小ホール		
入場料を徴収する場合		
営利を目的とする場合	1時間当たり	<u>28,300円</u>
営利を目的としない場合	1時間当たり	<u>28,300円</u>
入場料を徴収しない場合		
営利を目的とする場合	1時間当たり	<u>24,060円</u>
営利を目的としない場合	1時間当たり	<u>14,150円</u>
多目的大会議室		
営利を目的とする場合	1時間当たり	<u>15,920円</u>
営利を目的としない場合	1時間当たり	<u>10,610円</u>
楽屋	1時間当たり	<u>740円</u>
リハーサル室	1時間当たり	<u>1,790円</u>
練習室	1時間当たり	<u>630円</u>
会議室	1時間当たり	<u>5,890円</u>
略		
略		

(香川県栗島海洋記念公園条例の一部改正)

第10条 香川県栗島海洋記念公園条例（平成3年香川県条例第1号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																								
<p>(利用料金の收受) 第5条 略</p> <p>(利用料金の承認) 第6条 略</p> <p>別表（第5条、第6条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">施 設</th> <th style="text-align: center;">単 位</th> <th style="text-align: center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>小研修室</td> <td>1時間当たり</td> <td style="text-align: right;"><u>310円</u></td> </tr> <tr> <td>武道場</td> <td>1時間当たり</td> <td style="text-align: right;"><u>310円</u></td> </tr> </tbody> </table>	施 設	単 位	金 額	略			小研修室	1時間当たり	<u>310円</u>	武道場	1時間当たり	<u>310円</u>	<p>(利用料金の收受) 第5条 知事は、指定管理者に別表の左欄に掲げる施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させることができる。</p> <p>(利用料金の承認) 第6条 利用料金は、指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。この場合において、指定管理者が定める利用料金の額は、別表に定める額を超えてはならない。</p> <p>別表（第5条、第6条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">施 設</th> <th style="text-align: center;">単 位</th> <th style="text-align: center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>小研修室</td> <td>1時間当たり</td> <td style="text-align: right;">300円</td> </tr> <tr> <td>武道場</td> <td>1時間当たり</td> <td style="text-align: right;"><u>300円</u></td> </tr> </tbody> </table>	施 設	単 位	金 額	略			小研修室	1時間当たり	300円	武道場	1時間当たり	<u>300円</u>
施 設	単 位	金 額																							
略																									
小研修室	1時間当たり	<u>310円</u>																							
武道場	1時間当たり	<u>310円</u>																							
施 設	単 位	金 額																							
略																									
小研修室	1時間当たり	300円																							
武道場	1時間当たり	<u>300円</u>																							

（さぬきこどもの国条例の一部改正）

第11条 さぬきこどもの国条例（平成7年香川県条例第1号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(利用料金の收受) 第5条 略</p> <p>(利用料金の承認) 第6条 略</p>	<p>(利用料金の收受) 第5条 知事は、指定管理者に別表の左欄に掲げる施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させることができる。</p> <p>(利用料金の承認) 第6条 利用料金は、指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。この場合において、指定管理者が定める利用料金の額は、別表に定める額を超えてはならない。</p>

別表（第5条、第6条関係）

施設	単位	金額
略		
こども劇場	1時間当たり	<u>4,060円</u>
研修室	1時間当たり	<u>1,440円</u>
略		

別表（第5条、第6条関係）

施設	単位	金額
略		
こども劇場	1時間当たり	<u>3,990円</u>
研修室	1時間当たり	<u>1,420円</u>
略		

（香川国際交流会館条例の一部改正）

第12条 香川国際交流会館条例（平成7年香川県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																																										
<p>（利用料金の收受）</p> <p>第5条 略</p> <p>（利用料金の承認）</p> <p>第6条 略</p> <p>別表（第5条、第6条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設等</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大会議室</td> <td>1時間当たり</td> <td><u>2,170円</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>小会議室</td> <td>1時間当たり</td> <td><u>250円</u></td> </tr> <tr> <td>和室</td> <td>1時間当たり</td> <td><u>250円</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	施設等	単位	金額	大会議室	1時間当たり	<u>2,170円</u>	略			小会議室	1時間当たり	<u>250円</u>	和室	1時間当たり	<u>250円</u>	略			略			<p>（利用料金の收受）</p> <p>第5条 知事は、指定管理者に別表の左欄に掲げる施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させることができる。</p> <p>（利用料金の承認）</p> <p>第6条 利用料金は、指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。この場合において、指定管理者が定める利用料金の額は、別表に定める額を超えてはならない。</p> <p>別表（第5条、第6条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設等</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大会議室</td> <td>1時間当たり</td> <td><u>2,140円</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>小会議室</td> <td>1時間当たり</td> <td><u>240円</u></td> </tr> <tr> <td>和室</td> <td>1時間当たり</td> <td><u>240円</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	施設等	単位	金額	大会議室	1時間当たり	<u>2,140円</u>	略			小会議室	1時間当たり	<u>240円</u>	和室	1時間当たり	<u>240円</u>	略			略		
施設等	単位	金額																																									
大会議室	1時間当たり	<u>2,170円</u>																																									
略																																											
小会議室	1時間当たり	<u>250円</u>																																									
和室	1時間当たり	<u>250円</u>																																									
略																																											
略																																											
施設等	単位	金額																																									
大会議室	1時間当たり	<u>2,140円</u>																																									
略																																											
小会議室	1時間当たり	<u>240円</u>																																									
和室	1時間当たり	<u>240円</u>																																									
略																																											
略																																											

（香川県社会福祉総合センター条例の一部改正）

第13条 香川県社会福祉総合センター条例（平成9年香川県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
(利用料金の収受) 第5条 略			(利用料金の収受) 第5条 知事は、指定管理者に別表の左欄に掲げる施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。		
(利用料金の承認) 第6条 略			(利用料金の承認) 第6条 利用料金は、指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。この場合において、指定管理者が定める利用料金の額は、別表に定める額を超えてはならない。		
別表（第5条、第6条関係）			別表（第5条、第6条関係）		
施設等	単 位	金 額	施設等	単 位	金 額
大会議室	午前9時から午後9時まで	<u>35,060円</u>	大会議室	午前9時から午後9時まで	<u>34,430円</u>
第1中会議室	午前9時から午後9時まで	<u>19,400円</u>	第1中会議室	午前9時から午後9時まで	<u>19,050円</u>
第2中会議室	午前9時から午後9時まで	<u>16,380円</u>	第2中会議室	午前9時から午後9時まで	<u>16,090円</u>
特別会議室	午前9時から午後9時まで	<u>38,210円</u>	特別会議室	午前9時から午後9時まで	<u>37,520円</u>
第1研修室	午前9時から午後9時まで	<u>7,560円</u>	第1研修室	午前9時から午後9時まで	<u>7,430円</u>
第2研修室	午前9時から午後9時まで	<u>7,970円</u>	第2研修室	午前9時から午後9時まで	<u>7,830円</u>
OA研修室	午前9時から午後9時まで	<u>8,920円</u>	OA研修室	午前9時から午後9時まで	<u>8,760円</u>
和室研修室	午前9時から午後9時まで	<u>10,620円</u>	和室研修室	午前9時から午後9時まで	<u>10,430円</u>
介護実習室	午前9時から午後9時まで	<u>25,340円</u>	介護実習室	午前9時から午後9時まで	<u>24,880円</u>
調理実習室	午前9時から午後9時まで	<u>19,470円</u>	調理実習室	午前9時から午後9時まで	<u>19,120円</u>
文化教養室	午前9時から午後9時まで	<u>16,010円</u>	文化教養室	午前9時から午後9時まで	<u>15,720円</u>
健康プレイルーム 専用使用の場合 略	午前9時から午後9時まで	<u>20,660円</u>	健康プレイルーム 専用使用の場合 略	午前9時から午後9時まで	<u>20,290円</u>
コミュニティホール	午前9時から午後9時まで	<u>60,470円</u>	コミュニティホール	午前9時から午後9時まで	<u>59,380円</u>
リハーサル室	午前9時から午後9時まで	<u>7,790円</u>	リハーサル室	午前9時から午後9時まで	<u>7,650円</u>
第1楽屋	午前9時から午後9時まで	<u>2,260円</u>	第1楽屋	午前9時から午後9時まで	<u>2,220円</u>
第2楽屋 略	午前9時から午後9時まで	<u>3,950円</u>	第2楽屋 略	午前9時から午後9時まで	<u>3,880円</u>

略

略

(香川県一般海域管理条例の一部改正)

第14条 香川県一般海域管理条例(平成12年香川県条例第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																		
<p>(占用料の額)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 一般海域の占用のうち消費税法(昭和63年法律第108号)第6条第1項の規定により消費税を課さないこととされるものを除くものに係る前項の規定の適用については、同項中「乗じて得た額」とあるのは、「乗じて得た額に<u>1.1</u>を乗じて得た額」とする。</p> <p>(土石採取料の額)</p> <p>第8条 略</p> <p>別表(第7条、第8条関係)</p> <table border="1" data-bbox="174 1050 1070 1174"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>単 位</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td>土石採取料</td> <td>1立方メートル</td> <td><u>104円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1～3 略</p>	区 分	単 位	金 額	略			土石採取料	1立方メートル	<u>104円</u>	<p>(占用料の額)</p> <p>第7条 占用料の額は、別表金額の欄に定める金額に、第3条第1項の規定により許可をした占用の期間に相当する期間を同表単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額(その額が100円に満たない場合にあつては、100円)とする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、同表金額の欄に定める金額に、各年度における占用の期間に相当する期間を同表単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額(その額が100円に満たない場合にあつては、100円)の合計額とする。</p> <p>2 一般海域の占用のうち消費税法(昭和63年法律第108号)第6条第1項の規定により消費税を課さないこととされるものを除くものに係る前項の規定の適用については、同項中「乗じて得た額」とあるのは、「乗じて得た額に<u>1.08</u>を乗じて得た額」とする。</p> <p>(土石採取料の額)</p> <p>第8条 土石採取料の額は、別表のとおりとする。</p> <p>別表(第7条、第8条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1167 1050 2063 1174"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>単 位</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td>土石採取料</td> <td>1立方メートル</td> <td><u>102円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 略</p> <p>2 占用物件の長さ、占用面積若しくは土石の採取量が1メートル、1平方メートル若しくは1立方メートル未満であるとき、又はこれらの長さ、面積若しくは採取量に1メートル、1平方メートル若しくは1立方メートル未満の端数があるときは、1メートル、1平方メートル又は1立方メートルとして計算するものとする。</p>	区 分	単 位	金 額	略			土石採取料	1立方メートル	<u>102円</u>
区 分	単 位	金 額																	
略																			
土石採取料	1立方メートル	<u>104円</u>																	
区 分	単 位	金 額																	
略																			
土石採取料	1立方メートル	<u>102円</u>																	

(香川県河川占用料等に関する条例の一部改正)

第15条 香川県河川占用料等に関する条例(平成12年香川県条例第14号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																		
<p>(占用料の額)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 流水又は土地の占用のうち消費税法(昭和63年法律第108号)第6条第1項の規定により消費税を課さないこととされるものを除くものに係る前項の規定の適用については、同項中「乗じて得た額」とあるのは、「乗じて得た額に<u>1.1</u>を乗じて得た額」とする。</p> <p>別表(第2条、第3条関係)</p> <table border="1" data-bbox="183 1011 1079 1133"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>単 位</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>土石採取料</td> <td>1立方メートル</td> <td><u>104円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1～7 略</p>	区 分	単 位	金 額	略			土石採取料	1立方メートル	<u>104円</u>	<p>(占用料の額)</p> <p>第2条 流水占用料又は土地占用料(以下「占用料」という。)の額は、別表金額の欄に定める金額に、流水占用料にあつては通水の期間に相当する期間を、土地占用料にあつては法第24条の規定により許可をした占用の期間に相当する期間を同表単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額(その額が100円に満たない場合にあつては、100円)とする。ただし、当該通水又は占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、同表金額の欄に定める金額に、各年度における通水又は占用の期間に相当する期間を同表単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額(その額が100円に満たない場合にあつては、100円)の合計額とする。</p> <p>2 流水又は土地の占用のうち消費税法(昭和63年法律第108号)第6条第1項の規定により消費税を課さないこととされるものを除くものに係る前項の規定の適用については、同項中「乗じて得た額」とあるのは、「乗じて得た額に<u>1.08</u>を乗じて得た額」とする。</p> <p>別表(第2条、第3条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1169 1015 2065 1136"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>単 位</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>土石採取料</td> <td>1立方メートル</td> <td><u>102円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1～5 略</p> <p>6 占用面積、占用物件の長さ若しくは土石の採取量が1平方メートル、1メートル若しくは1立方メートル未満であるとき、又はこれらの面積、長さ若しくは採取量に1平方メートル、1メートル若しくは1立方メートル未満の端数があるときは、1平方メートル、1メートル又は1立方メートルとして計算するものとする。</p> <p>7 略</p>	区 分	単 位	金 額	略			土石採取料	1立方メートル	<u>102円</u>
区 分	単 位	金 額																	
略																			
土石採取料	1立方メートル	<u>104円</u>																	
区 分	単 位	金 額																	
略																			
土石採取料	1立方メートル	<u>102円</u>																	

(香川県海岸占用料等に関する条例の一部改正)

第16条 香川県海岸占用料等に関する条例（平成12年香川県条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																		
<p>(占用料の額) 第2条 略</p> <p>2 土地の占用のうち消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により消費税を課さないこととされるものを除くものに係る前項の規定の適用については、同項中「乗じて得た額」とあるのは、「乗じて得た額に<u>1.1</u>を乗じて得た額」とする。</p> <p>別表（第2条、第3条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">単 位</th> <th style="text-align: center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>土石採取料</td> <td style="text-align: center;">1立方メートル</td> <td style="text-align: center;"><u>104円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1～4 略</p>	区 分	単 位	金 額	略			土石採取料	1立方メートル	<u>104円</u>	<p>(占用料の額) 第2条 占用料の額は、別表金額の欄に定める金額に、法第7条第1項又は第37条の4の規定により許可をした占用の期間に相当する期間を同表単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあつては、100円）とする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、同表金額の欄に定める金額に、各年度における占用の期間に相当する期間を同表単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあつては、100円）の合計額とする。</p> <p>2 土地の占用のうち消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により消費税を課さないこととされるものを除くものに係る前項の規定の適用については、同項中「乗じて得た額」とあるのは、「乗じて得た額に<u>1.08</u>を乗じて得た額」とする。</p> <p>別表（第2条、第3条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">単 位</th> <th style="text-align: center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>土石採取料</td> <td style="text-align: center;">1立方メートル</td> <td style="text-align: center;"><u>102円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1・2 略 3 占用面積、占用物件の長さ若しくは土石の採取量が1平方メートル、1メートル若しくは1立方メートル未満であるとき、又はこれらの面積、長さ若しくは採取量に1平方メートル、1メートル若しくは1立方メートル未満の端数があるときは、1平方メートル、1メートル又は1立方メートルとして計算するものとする。 4 略</p>	区 分	単 位	金 額	略			土石採取料	1立方メートル	<u>102円</u>
区 分	単 位	金 額																	
略																			
土石採取料	1立方メートル	<u>104円</u>																	
区 分	単 位	金 額																	
略																			
土石採取料	1立方メートル	<u>102円</u>																	

(香川県港湾区域等における占用料等に関する条例の一部改正)

第17条 香川県港湾区域等における占用料等に関する条例（平成12年香川県条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																		
<p>(占用料の額)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 土地（水域を含む。）の占用のうち消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により消費税を課さないこととされるものを除くものに係る前項の規定の適用については、同項中「<u>乗じて得た額</u>」とあるのは、「<u>乗じて得た額に1.1を乗じて得た額</u>」とする。</p> <p>(土砂採取料の額)</p> <p>第3条 略</p> <p>別表（第2条、第3条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">単 位</th> <th style="text-align: center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>土砂採取料</td> <td style="text-align: center;">1立方メートル</td> <td style="text-align: center;"><u>104円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1～5 略</p>	区 分	単 位	金 額	略			土砂採取料	1立方メートル	<u>104円</u>	<p>(占用料の額)</p> <p>第2条 占用料の額は、別表金額の欄に定める金額に、法第37条第1項第1号又は第56条第1項の規定により許可をした占用の期間に相当する期間を同表単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあつては、100円）とする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、同表金額の欄に定める金額に、各年度における占用の期間に相当する期間を同表単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあつては、100円）の合計額とする。</p> <p>2 土地（水域を含む。）の占用のうち消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により消費税を課さないこととされるものを除くものに係る前項の規定の適用については、同項中「<u>乗じて得た額</u>」とあるのは、「<u>乗じて得た額に1.08を乗じて得た額</u>」とする。</p> <p>(土砂採取料の額)</p> <p>第3条 土砂採取料の額は、別表のとおりとする。</p> <p>別表（第2条、第3条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">単 位</th> <th style="text-align: center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>土砂採取料</td> <td style="text-align: center;">1立方メートル</td> <td style="text-align: center;"><u>102円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 略</p> <p>2 占用面積、表示面積、占用物件の長さ若しくは土砂の採取量が1平方メートル、1メートル若しくは1立方メートル未満であるとき、又はこれらの面積、長さ若しくは採取量に1平方メートル、1メートル若しくは1立方メートル未満の端数があるときは、1平方メートル、1メートル又は1立方メートルとして計算するものとする。</p> <p>3～5 略</p>	区 分	単 位	金 額	略			土砂採取料	1立方メートル	<u>102円</u>
区 分	単 位	金 額																	
略																			
土砂採取料	1立方メートル	<u>104円</u>																	
区 分	単 位	金 額																	
略																			
土砂採取料	1立方メートル	<u>102円</u>																	

(香川県計量検定所条例の一部改正)

第18条 香川県計量検定所条例（平成12年香川県条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
(手数料) 第3条 略			(手数料) 第3条 計量検定所に検定、検査等を依頼しようとする者は、別表に定める額の手数料を納入しなければならない。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、これを減免することができる。 2 略		
別表（第3条関係）			別表（第3条関係）		
種別	区分	金額	種別	区分	金額
1 法第16条第1項第2号イの検定	(1) 質量計 ア はかり (ア) 日本産業規格 B 7611-2 に定める精度等級（以下「精度等級」という。）1級のはかり（以下「1級はかり」という。） 略 ひょう量が30キログラムを超え100キログラム以下のもの ひょう量が100キログラムを超えるもの	1個 <u>9,500円</u>	1 法第16条第1項第2号イの検定	(1) 質量計 ア はかり (ア) 日本産業規格 B 7611-2 に定める精度等級（以下「精度等級」という。）1級のはかり（以下「1級はかり」という。） 略 ひょう量が30キログラムを超え100キログラム以下のもの ひょう量が100キログラムを超えるもの	1個 <u>9,400円</u>
		1個 <u>9,500円</u> に、100キログラム又は100キログラムに満たない端数を増すごとに <u>6,300円</u> を加えた額			1個 <u>9,400円</u> に、100キログラム又は100キログラムに満たない端数を増すごとに <u>6,200円</u> を加えた額
	(イ)・(ウ) 略 イ・ウ 略 (2)～(4) 略			(イ)・(ウ) 略 イ・ウ 略 (2)～(4) 略	

2・3 略

4 法第 19条第 1項の 定期検 査	(1) 略		
	(2) 1級はかり 略 ひょう量が30キログラム を超え100キログラム以 下のもの ひょう量が100キログラ ムを超えるもの	1個	<u>9,500円</u>
	(3)・(4) 略 略		1個 <u>9,500円</u> に、 100キログラム又 は100キログラム に満たない端数を 増すごとに <u>6,300</u> 円を加えた額

5 略

6 法第 102条 第1項 の基準 器検査	(1) 略		
	(2) 質量基準器 ア 略 イ 基準台手動はかり 略 ひょう量が500キログ ラムを超えるもの	1個	15,500円に、 500キログラム又 は500キログラム に満たない端数を 増すごとに <u>7,800</u> 円を加えた額
	ウ 基準分銅 (ア) 略 (イ) 2級基準分銅又は 3級基準分銅 略 表す質量が20キログ ラムを超え200キロ	1個	<u>9,000円</u>

2・3 略

4 法第 19条第 1項の 定期検 査	(1) 略		
	(2) 1級はかり 略 ひょう量が30キログラム を超え100キログラム以 下のもの ひょう量が100キログラ ムを超えるもの	1個	<u>9,400円</u>
	(3)・(4) 略 略		1個 <u>9,400円</u> に、 100キログラム又 は100キログラム に満たない端数を 増すごとに <u>6,200</u> 円を加えた額

5 略

6 法第 102条 第1項 の基準 器検査	(1) 略		
	(2) 質量基準器 ア 略 イ 基準台手動はかり 略 ひょう量が500キログ ラムを超えるもの	1個	15,500円に、 500キログラム又 は500キログラム に満たない端数を 増すごとに <u>7,700</u> 円を加えた額
	ウ 基準分銅 (ア) 略 (イ) 2級基準分銅又は 3級基準分銅 略 表す質量が20キログ ラムを超え200キロ	1個	<u>8,900円</u>

	グラム以下のもの 略		
	(3) 略 略		
7～14 略			
15 受託 検査	(1) 1,000キログラム以下 の質量測定 ア 略 イ 精度2万分の1以上 略 質量が20キログラムを 超え200キログラム以 下のもの 略 (2) 略	1 個	<u>9,000円</u>
16 略			

	グラム以下のもの 略		
	(3) 略 略		
7～14 略			
15 受託 検査	(1) 1,000キログラム以下 の質量測定 ア 略 イ 精度2万分の1以上 略 質量が20キログラムを 超え200キログラム以 下のもの 略 (2) 略	1 個	<u>8,900円</u>
16 略			

(香川県サンポート高松交流拠点施設条例の一部改正)

第19条 香川県サンポート高松交流拠点施設条例（平成15年香川県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(利用料金の收受) 第5条 略</p> <p>(利用料金の承認) 第6条 略</p> <p>別表（第5条、第6条関係）</p>	<p>(利用料金の收受) 第5条 知事は、第1条第2項第1号から第3号まで若しくは第6号又は同条第3項各号に掲げる施設について、当該施設に係る指定管理者に別表の左欄に掲げる施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させることができる。</p> <p>(利用料金の承認) 第6条 利用料金は、指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。この場合において、指定管理者が定める利用料金の額は、別表に定める額を超えてはならない。</p> <p>別表（第5条、第6条関係）</p>

施設等	単位	金額
国際会議場		
会議室	1時間当たり	<u>13,570円</u>
応接室	1時間当たり	<u>1,170円</u>
第1控室	1時間当たり	<u>540円</u>
第2控室	1時間当たり	<u>540円</u>
ビジネスルーム	1時間当たり	<u>830円</u>
略		
展示場		
展示場	1時間当たり	<u>12,050円</u>
略		
情報通信交流館		
大研修室	1時間当たり	<u>2,090円</u>
中研修室	1時間当たり	<u>1,040円</u>
小研修室	1時間当たり	<u>520円</u>
多目的ホール	1時間当たり	<u>5,230円</u>
スタジオ	1時間当たり	<u>3,140円</u>
スタジオサロン		
専用使用の場合	1時間当たり	<u>1,040円</u>
ブロードバンド編集工房		
映像編集装置	1時間当たり	<u>520円</u>
音響編集装置	1時間当たり	<u>520円</u>
略		
多目的広場		
専用使用の場合	1時間当たり	<u>7,530円</u>
大型テント広場		
専用使用の場合	1時間当たり	<u>12,150円</u>
アート広場		
専用使用の場合	1時間当たり	<u>10,780円</u>
略		

施設等	単位	金額
国際会議場		
会議室	1時間当たり	<u>13,330円</u>
応接室	1時間当たり	<u>1,150円</u>
第1控室	1時間当たり	<u>530円</u>
第2控室	1時間当たり	<u>530円</u>
ビジネスルーム	1時間当たり	<u>820円</u>
略		
展示場		
展示場	1時間当たり	<u>11,840円</u>
略		
情報通信交流館		
大研修室	1時間当たり	<u>2,050円</u>
中研修室	1時間当たり	<u>1,020円</u>
小研修室	1時間当たり	<u>510円</u>
多目的ホール	1時間当たり	<u>5,140円</u>
スタジオ	1時間当たり	<u>3,080円</u>
スタジオサロン		
専用使用の場合	1時間当たり	<u>1,020円</u>
ブロードバンド編集工房		
映像編集装置	1時間当たり	<u>510円</u>
音響編集装置	1時間当たり	<u>510円</u>
略		
多目的広場		
専用使用の場合	1時間当たり	<u>7,400円</u>
大型テント広場		
専用使用の場合	1時間当たり	<u>11,930円</u>
アート広場		
専用使用の場合	1時間当たり	<u>10,590円</u>
略		

(香川県砂防指定地管理条例の一部改正)

第20条 香川県砂防指定地管理条例（平成15年香川県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(占用料の額) 第13条 略</p> <p>2 砂防設備の占用のうち消費税法(昭和63年法律第108号)第6条第1項の規定により消費税を課さないこととされるものを除くものに係る前項の規定の適用については、同項中「乗じて得た額」とあるのは、「乗じて得た額に<u>1.1</u>を乗じて得た額」とする。</p>	<p>(占用料の額) 第13条 占用料の額は、別表占用料の欄に定める金額に、第5条第1項又は第6条第2項の規定により許可をした占用の期間に相当する期間を同表単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額(その額が100円に満たない場合にあつては、100円)とする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、同表占用料の欄に定める金額に、各年度における占用の期間に相当する期間を同表単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額(その額が100円に満たない場合にあつては、100円)の合計額とする。</p> <p>2 砂防設備の占用のうち消費税法(昭和63年法律第108号)第6条第1項の規定により消費税を課さないこととされるものを除くものに係る前項の規定の適用については、同項中「乗じて得た額」とあるのは、「乗じて得た額に<u>1.08</u>を乗じて得た額」とする。</p>

附 則

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に香川県立農業大学校技術研修科の就農準備研修又は就農実践研修の受講をしている者の当該受講に係る受講料の額及び有料公園を定期利用している者の当該定期利用に係る有料公園の使用料の額については、なお従前の例による。